

秘



法律取調
委員會

民法草案證據編再調查案議事筆記

第貳卷

日本學術振興會

民法證據篇再調查議事筆記第四十一回

日本學術振興會

XB300	
N	2
6	d2

日本學術振興會

民法證據篇再調査議事筆記第四十一回 自第四百三十七條至第四百六十條

明治二十一年十二月二十一日午前九時四十分開會

第四百三十七條朗讀ス

第二章 時効ノ拋棄

第四百三十七條 時効ハ豫メ之ヲ拋棄スルコトヲ得ス但第千四百五十六條第二項ニ記スル如ク占有者カ將來ニ向ヒテ其占有ノ容假ヲ認ムルノ權利ニ妨ナシ

成熟シタル時効ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得ス又其進行中ト雖モ既ニ經過シタル時期ノ利益ハ之ヲ拋棄スルコトヲ得
此場合ニ於テハ第千四百五十四條以下ニ記載セル相手方ノ權利ヲ追認シタル場合ニ於ケルト同シク時効ハ中斷セラル

(清岡委員) 權利ニ妨ケナシト權利ヲ妨ケストハ違ヒマスカ

(松岡委員) 同シコトタ

(栗塚委員) 「時効ハ中斷ス」テ宜シウ御座リマシヨウ

(村田委員) 末項ハ要用ダロウカ拋棄シテ仕舞ヘハ中斷トコロテ
ハナイ

(南部委員) 恰度中斷テス

(栗塚委員) 假令ハ三十年ノ時効テ二十五年經ツタモノヲ拋棄シ
テ又始メル

(村田委員) ソレタカラ中斷モ何モ入ラン

(南部委員) 治罪法ニモ中斷ト云フコトカアル

(村田委員) 假令ハ自分ガ土地ヲ持チテ居ル三十年テ時効ニナル
自分ハ我レノモノダト思フトキ外ヘ返シテ仕舞ヘハ拋棄ニナル

(南部委員) ソレカラ又始マル

(村田委員) 中斷スルノテナイ新規ニナルノタ

(松岡委員) 經過シタ分ノ拋棄ガ出來ルト云ヘハ分ツテ居ル云ヒ

詰ノレハ村田サンノ云フ様ニナル

(村田委員) 末項ハ云ハンテモ宜シイノタ

(清岡委員) 「此場合ニ於テ時効ハ中斷セラル」テ結好ダ

(松岡委員) 既ニ經過シタ分ハ拋棄ガ出來ルト云ヘハ中斷ト云フ
コトハ無クテモ宜シイ

(清岡委員) アツテモ害ハナイ

(栗塚委員) 私モ必スアルトハ申シマセンアツテ低觸モ致シマセ
ン

(松岡委員) 我々ガ書クノナレハ書カナイト云フノダ

(栗塚委員) 削ル理由モナク維持スル理由モナイ

(村田委員) 條ヲ引ク丈ケハ止メタラ良カロウ

(松岡委員) 條ヲ引カント尙ホ分ラン

(箕作委員) 村田サンノ御説モ御尤モダケレトモ之ハ参照ニ過キ

ナイ

本條末項「中斷セラル」ヲ「中斷ス」ト改ム

第千四百三十八條朗讀ス

第千四百三十八條 拋棄ハ默示タルコトヲ得ルト雖モ明カニ事

情ヨリ顯ハル、コトヲ要ス

(清岡委員) 現ハレテ來ナケレハ默示ト云フコトハ分リハセン

(栗塚委員) 併シ明カト云フ字ニ力ガアルノテス默示中テモ明了

ノ事情カラテナケレハナリマセン

(松岡委員) 瞬昧ノ默示テ良シト云フコトハナイ

(栗塚委員) 多分斯ウダロウト云フ瞬昧ガアリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第千四百三十九條朗讀ス

第千四百三十九條 成就シタル時効ヲ有效ニ拋棄スルニハ取得

シタリト推定セラル、權利ヲ讓渡シ又ハ消滅シタリト推定セラル、義務ヲ負擔スルノ能力アルコトヲ要ス

(松岡委員) 詰リ讓渡能力ノ義務ヲ負擔スル能力ガナケレハナラント云フ丈ケデ宜シイ推定セラル、ト云フテ公然出來ル能力ガアタラトウスル

(栗塚委員) 其方ガ本當テス時効ヲ有效ニ拋棄スルト恰度權利ヲ棄テルト同シテス取得時効ト免責時効ト二ツヲ見セル積リテス

(松岡委員) 其物ヲ讓渡シタリ其物ヲ負擔スル能力ガアルト云フ丈ケテ澤山ダ推定ト云フノヲ持チ出スノハ、良クナイ

(栗塚委員) 取得シタル權利消滅シタル義務ト云ヘルカト云フニ推定ト云ヘル丈ケテス

(清岡委員) 推定セラル、ハ消滅ノ方ニ係リハセンカ

(松岡委員) ソウテハナイ權利ヲ取得シタト推定セラル、ダ

(箕作委員) 一旦取得シタリト推定セラレタ權利ヲ讓渡スノテナケレハイケナイト云フノテス

(栗塚委員) 推定ト云フ言葉ニ起按者ノ意ヲ用ヒタ丈ケハ御解釋ヲ願ヒマスソレテハ時効ト云フモノヲ證據ノ内ニ入レルコトカ出來ナクナリマス既ニ時効ヲ證據篇ノ中ニ入レテ推定ト云フタ以上ハ此處モ推定ト云ハナケレハナリマセン

(松岡委員) ソンナコトヲ云ヘハ一條一條推定セラル、時効ト云フカ

(栗塚委員) 推定セラル、時効テハアリマセン推定セラル、權利テ御座イマス時効テ得タル權利時効テ消滅セシメタル義務テ御座イマスカラ

(大尾崎委員) 時効タカラ推定セラル、ト云フノタカラ長カロウ(村田委員) 時効ト云フモノハ幼者ニ保護スルコトハナランゾヨ

ト云フコトダ

(松岡委員) 取消シタリト推定セラレ消滅シタリト推定セラル、ト云フコトヲ削レハ宜シイ

(元尾崎委員) 削ツテモ宜シイ

本條ハ原按ニ決ス

第千四百四十條朗讀ス

第千四百四十條 債權者ハ其權利ヲ詐害シテ債務者ノ爲メタル時効ノ拋棄ニ對シテハ第三百六十條以下ニ定メタル條件及ヒ方法ニ從ヒ自己ノ名ヲ以テ之ヲ攻撃スルコトヲ得

(栗塚委員) 之ハ三百六十條以下テ廢罷訴權ヲ行フ

(箕作委員) 債權者ノ名ヲ以テヤルノテスカ

(栗塚委員) ソウテス

本條ハ原按ニ決ス

第一千四百四十一條朗讀ス

第三章 時効ノ中斷

第一千四百四十一條 經過シタル時期ノ利益カ下ニ記シタル原因

ノ一ニ由リテ消滅スルトキハ時効ハ中斷セラル

中斷セラレタル時効ハ中斷ノ原因ノ止ミタルトキヨリ再ヒ進

行ス

(栗塚委員) 之モ「中斷セラル」ハ「中斷ス」トナリマス

(松岡委員) 村田サンノ云フ通り三十七條ノ末項ヲ削ルガ立派テ

宜シイ

(箕作委員) 原按者モ中斷ト云フコトハ悪ルイト云フコトヲ氣ガ

付イテ居ナカラ書イテ居ル「中止ス」ト云ツタラ宜カロウ

(松岡委員) 困ツタコトニハ千三百七十一條ニ再ヒ進行ストアル

カラ此處ヲ再ヒト云フト復タ再ヒト云フ様ニナル

民再十ノ五

(村田委員) 此再ヒト云フ字ヲ削ルガ宜シイ

(栗塚委員) 元ト歩ルイテ居ツタガ又歩ルキ始メル

(松岡委員) 元ガ悪ルイカ前ノカ悪ルイカ

(栗塚委員) 「更ニ進行ス」テハ如何テス

(清岡委員) 更ニカ宜シイ

本條第一項「中斷セラル」ヲ「中斷ス」ト改ム

第二項「中斷セラル」ヲ「中斷ス」ト改メ「再ヒ」ヲ「更ニ

」ト改ム

第一千四百四十二條朗讀ス

第一千四百四十二條 時効ノ中斷ハ自然ノモノ有リ法定ノモノ有

リ

自然ノ中斷ハ取得時効ニ關シテノミ生ス法定ノ中斷ハ二種ノ

時効ニ共通ナリ

(栗塚委員) 二種ノ事項ハ取消ト免責テ御座イマス

本條ハ原接ニ決ス

第千四百四十三條朗讀ス

第千四百四十三條 不動産ノ占有者又ハ動産及特定動産ノ包括

ノ占有者カ眞ノ所有者又ハ第三者ノ所爲ニ因リテ一ケ年以上

其占有ヲ奪ハレタルトキハ自然ノ中断ナリ

若シ占有ノ剝奪カ不可抗力ニヨリ生スルトキハ自然ノ中断ナ

シ

占有ヲ取回シタルトキハ新ナル時効ハ追行ヲ始ム

(栗塚委員) 之ハ起按者ガ直シテ來マシタ「不動産、動産包括又

ハ特定動産ノ占有者ガ」トナリマス

(箕作委員) 包括ノ不動産ガ占有ヲ奪ハレルコトハナイ動産ハ奪

ハレルト云フ積リテ書イタノテシヨウカ

民再十ノ六

(松岡委員) 動産テモ不動産テモ占有シテ居ルモノハ前ノ用收者

ニ取上ケラレタカラ動産不動産ト云ヘハ澤山タ包括タノ特定タノ

ト云フニハ及ハン

(栗塚委員) 不動産ノ包括ハナイト云フ旨意テス

(箕作委員) 物ノ占有者テ宜シイノタ

(松岡委員) 物テ宜シイ

(南部委員) 此處ハ動産不動産丈ケハ置イテ下サイ

(箕作委員) 動産又ハ不動産テ宜シイ

(松岡委員) ソレテ宜シイ

(村田委員) 剝奪ト云フノハ無名ノ占有トアルカラ侵奪トスルガ

宜シイ二百十六條ニ侵奪トアル

(松岡委員) 彼レハ占有スル人ガ侵奪スル占有ダ之ハ占有シテ居

ルノヲ所有者ニ奪ハレタノダ

(村田委員) 併シ侵奪ヲセラレタルト云フノタカラ

(栗塚委員) 占有ヲ失ウコトガトスレハ宜シウ御座イマシヨウ

(箕作委員) 侵奪ト剝奪トハ原字ガ違ツテ居リマス

(村田委員) 占有回取ト云フテモ取回トハ違ヒマスカ

(栗塚委員) 彼レトハ違ヒマス併シ私ノ權ヲ取り返ス丈ケテス

(清岡委員) 取回ハ回取トシヨウテハナイカ

(箕作委員) 其レテハ回取トシヨウ

(栗塚委員) 剝奪占有ヲ失フコトト云フ意味テ宜シウ御座イマシ

ヨウ

(南部委員) 喪失テモ宜シイ

(箕作委員) 前ノ一項ニ占有ヲ奪ハレタルト云フコトガアリマス

カ (松岡委員) 彼レハ第三者ノ所爲ニ依ルテ此ハ第三者ノ所爲テハ

民再十ノ七

アリマセン占有ガ不可抗力ヨリ奪ハレタルトキハテモ宜シイ

(栗塚委員) 「不可抗力ニ依リテ占有ヲ奪ハレタルトキハ」トス

レハ宜シイ二百十六條ニ動産包括特定不動産トアリマスカラ此處

モソウシナケレハナリマスマイ

(松岡委員) ソウスルト向ウモ削ルト云フ論ニナリマス

(村田委員) 之ハ一時ト云フ字ヲ入レテハトウテス

(箕作委員) 前ニ一ケ年以下ト云フコトガアリマシタガ一時テ宜

シイカネ

(栗塚委員) 其レテ有效ニテト云フ積リテアリマシタ若シ之ヲ失

フトスレハ一時ト云フコトヲ入レナケレハナリマセンガ奪ハレル

ト云ヘハ一時ハ入リマセン

(箕作委員) 委シク云フト一ケ年以上奪ハレタルトキト雖モ時効

ノ中斷ナシダ

(松岡委員) 一年以上ニナレハ回取ノ訴ハ出來ナイ

(南部委員) 此ハ回取訴權ヲ行ツタ場合テハナイカラ矢張り取回スガ宜シイ

(大尾崎委員) 回取ト云フト回取訴權ノ様ニナルカライケナイ

(松岡委員) 更ニ中斷シタトキハ更ニ進行スルト云フノダ

(栗塚委員) ソウテス

(南部委員) ソレテハ之ハ取回シト致シマス

(松岡委員) 元トハ取戻シトアル

(栗塚委員) 取戻シガ宜シウ御座イマシヨウ

(元尾崎委員) 之ハ三項ト二項ト入レ換フルガ宜シイ

(松岡委員) 贊成

(箕作委員) ソレテナイト二項ノ事ヲ三項テ云フタ様ニナル

(松岡委員) 「新ナル時効ハ進行ヲ始ム」ハ可笑シイ

民再十ノ八

(栗塚委員) 「時効ハ更ニ進行ス」テハ如何テス

(箕作委員) 其レテ良カロウ

本條ハ左ノ如ク改ム

動産又ハ不動産ノ占有者ガ眞ノ所有者又ハ第三者ノ所爲ニ因リテ一ケ年以上其占有ヲ奪ハレタルトキハ自然ノ中斷アリ

占有ヲ取戻シタルトキハ時効ハ更ニ進行ス若シ不可抗力ニ依リテ占有ヲ奪ハレタルトキハ自然ノ中斷ナシ

第千四百四十四條朗讀ス

第千四百四十四條 自然ノ中斷ハ各利害關係人ノ爲ノニ其效ヲ

生ス

(箕作委員) 法定ノ中斷ハトウシマスカ

(栗塚委員) 害ヲ受ケル者テナケレハ之ヲ申立ルコトハ出來ント云フコトテス

(箕作委員) 利ヲ受ケル者カラ申立ルト云フノハトウ云フモノテ
ス

(栗塚委員) 自然ノ中斷ハ誰レカラテモ言ヘル

(元尾崎委員) 法定ノ占有ハ外ノ者ニ效ヲ生センカ

(村田委員) 之ハ數人ノ共有ノ様ナ場合ヲ云フノテハナイカソウ
スレハ一人ノ爲シタコトハ他ノ者ニ及フト云フコトテハナイカ假
令ハ免責時効ノ進行ハ其一人ノ所爲ニ因テ他ノ人ノ權利ヲ保存ス
ト云フコトガアルソウ云フコトテハナイカ

(栗塚委員) 法定ノ中斷ハ人ガシナケレハナランカラ其人ノ所作
ヲ待ツテマナケレハ出來ン自然ノ中斷ハ人ノ所爲ヲ待タンテ出來
ルト云フ方テハアリマセンカ

(松岡委員) 自然ト云フノハ實物ノ方テ法定ハ無形ノ方ダ

(箕作委員) 法定ノ方ハ申出タ一人ニ係ルト云フノテ恰度物權ト

民再十ノ九

人權ノ違ウ様ナモノダロウ

(南部委員) 完全ナル義務ト不完全ナル義務ハ一人ニ對シテ中斷
シテモ他ノ者ニ對シテ效ガナイト云フ様ナモノダ

(箕作委員) 自然ノ方ガ現ハレテ居ルカラ恰度物權ノ様ナモノダ

(元尾崎委員) 中斷ノ利益ハ取返シタ後重モナル利益ガアル

(南部委員) 取返スヘキ利益ガアル

(元尾崎委員) 取返サルヘキ害ガアル

(箕作委員) 假令ハ相續人ガ二人アルトキ法定ノ中斷ガ相續人ノ
一人ヲ以テ裁判所ニ訴テスル其訴ヲ受ケタ一人ニ對シテ時効ヲ中
斷スルノテ訴ヲ受ケンモノニ對シテハ少シモ效ガナイトナル自然
ノ中斷ハ相續人ガ二人アツテモ三人アツテモ其三人ニ對シテ效ガ
アルト云フコトダロウ

本條ハ原按ニ決ス

第千四百四十五條朗讀ス

第千四百四十五條 占有者カ或ル時間任意ニテ其占有ヲ止メタルトキハ其占有不繼續ノ效力ハ第千四百七十五條ニ於テ之ヲ規定ス

(松岡委員) 矢張り實ハ中斷ニナルノタ

(箕作委員) 千四百七十四條ニ間斷ナクシテトアリマスカラ間斷ナクシテヤルト云フノタカ矢張り中斷ニナル

本條ハ原按ニ決ス

第千四百四十六條朗讀ス

第千四百四十六條 法定ノ中斷ハ左ノ諸件ヨリ生ス

第一 裁判上ノ請求

第二 勸解上ノ召喚又ハ任意出席

第三 執行文提示又ハ催告

民再十ノ一〇

第四 差押

第五 任意ノ追認

右ノ手續又ハ追認ノ行爲カ時効ノ爲メ害ヲ受クル者ノ權利ニ關係スルコトヲ要ス

(箕作委員) 執行文提示ト云フノハ「コンマンドマン」テスカ

(栗塚委員) ソウテス突然執行スル特ニ見セテ猶豫ヲ與ヘント云フノカ今度訴訟法テ出來マシタカラ

(箕作委員) 之ハ訴訟法テ宜シウ御座イマスカ

(松岡委員) 宜シウ御座イマシヨウ

(栗塚委員) 只執行文提示テ分ルカ分ランカト云フノテス

(箕作委員) 召喚又ハ任意出席ト云ノハ

(栗塚委員) 勸解所ノ喚ヒ出スカ又ハ喚ハレントモ勸解ニ出テ來タカテス

(松岡委員) 末項ハシタ人カ其ノ所有者カ何カテナケレハナラン
ト云フノタロウ

(栗塚委員) 人其人ニ對シテ時効ガ經過スルテ御座イマス

本條ハ原按ニ決ス

第千四百四十七條朗讀ス

第千四百四十七條 本訴ト支訴ト反訴トチ問ハス裁判上ノ請求

ハ時効チ中斷ス但其請求カ方式ニ於テ無効タリ又ハ管轄違ノ
裁判所ニ之ヲ爲シタルトキモ亦同シ

然レトモ右但書ノ場合ニ於テ中斷ハ初ノ請求ヲ棄却セシ判決
アリタル時ヨリ一ケ月内ニ更ニ合式ナル召喚ヲ爲サ、ルニ於
テハ之ヲ不成立ト見做ス

(村田委員) 支訴ト云フノハ初メテ出マシタネ

(松岡委員) 本訴附帶訴トシテ貰ヒタイ

民事十ノ二

(栗塚委員) 請求ノトキハ附帶ノ請求ト云ヒ訴ノトキハ支訴ノ方
ガ宜シウ御座イマシヨウ

(松岡委員) 訴訟法ニモ附帶トナツテ居ル

(栗塚委員) ソレテハ附帶トシテモ宜シウ御座イマス

(元尾崎委員) 二項ヲ削リタイ

(松岡委員) 二項ノコトテ注意ヲ請ヒタイノハ佛蘭西ノハ召喚ヲ
裁判官ノ手ヲ經スシテ執行吏ニ召喚狀テヤルノガ訴訟ノ起シ方テ
アル訴訟法ハ裁判所へ書面ヲ出セハ訴訟ノ提起ニナル訴訟ノ提起
ハ今日出セハ今日ニナル召喚ハ四五日過キル様ニナル其權利ヲ主
張スル人ガ損ニナルソレテ之ハ訴ノ提起トハ出來マセンカ「一ケ
月内ニ更ニ訴ノ提起ヲ爲サ、ルトキハ」トシタラ良カロウ

(大尾崎委員) ソレカ良カロウ

(南部委員) ソレガ宜シイ

(清岡委員) 削ルモ良イ様ダガ向或ハ管轄違ヒヘ持ツテ來テ吳レソウテナイトキハ一寸近イ所ニ持ツテ來テ訴ヘル様ニナルト時効ガ役ニ立タン様ニナル

(元尾崎委員) 時効ヲ妨ケル積リナレハ管外ヘ出シテモ宜シイ時効ハ止ムヲ得ナイコトテ到底利窟カラ云フトコウ云フコトハナイ筈ノモノダ百年經ツテモ債權ハ債權ダ併モ古クナルト譯ガ分ラナクナルカラ時効ヲ置クノタ其レヲ以テ一ツノ證據トスルノハ良クナイ

(栗塚委員) 免カレサルト云フ推定ニ過キナイ

(元尾崎委員) ソレタカラ何カ忘レテ居ナイト云フコトガアレハ中斷スルトシナケレハナラン

(松岡委員) 管轄違ヒハ先日マテハ住居ガ長崎テアツタヤツテ見ルト東京ヘ移ツテ行衛ガ知レントキ一ヶ月内ニシナケレハナラン

ト云フノダガ随分難義ナ話ダ

(箕作委員) 佛蘭西ハ尾崎サンノ説ノ様ニナツテ居ルノチ「ボアソナード」ガ折衷シテ來タノダ

(松岡委員) 一ヶ月ヲモウ少シ長ク伸ヘラレナイカ

(栗塚委員) 六ヶ月位ニナスツテハ如何テス

(南部委員) 訴訟法ニハ本訴ト云フ字ハアルガ支訴ト云フ字ハナイト云フコトテ御座イマス

(委員長) 附帶ノ訴トスルカ

(松岡委員) 訴訟法ニハ附帶ノ請求ノ訴トアリマス

本條ハ左ノ如ク改ム

第一項「支訴」ヲ「附帶ノ訴」ト改ム

第二項「一ヶ月」ヲ「二ヶ月」ト改メ「更ニ合式ナル召喚ヲ爲サ、ル」ヲ「訴ノ提起ヲ爲サ、ル」ト改ム

第一千四百四十八條朗讀ス

第一千四百四十八條 中斷ハ左ノ場合ニ於テモ亦之レヲ不成立ト

見做ス

第一 請求カ其基本ニ於テ棄却セラレタルトキ

第二 原告カ取下ヲ爲シタルトキ

第三 訴訟カ民事訴訟法ニ定メタル時間其手續ヲ中止シタル
ニ因リテ無効ナリト宣言セラレタルトキ

(栗塚委員) 宣言ハ宣告トナリマス

(箕作委員) 之ハ訴訟法ニ在リマスカ

(松岡委員) アリマセン

(元尾崎委員) 之ハ當リ前ノ話シダ

(栗塚委員) 佛蘭西訴訟法第三百九十七條第三百九十八條第三百
九十九條第四百條第四百一條ニ在リマス

民再十ノ一三

(箕作委員) 民事訴訟法ニ定メタル期間ト云ヘマスカ

(松岡委員) 言ヘマセン

(委員長) 訴權ハトウシマスカ

(箕作委員) 訴權ハ民法ニアリマスカラ宜シウ御座リマシヨウ

(委員長) 佛蘭西ノ訴訟法ニハ手續ハ消ユルケレトモ訴權ハ存シ

テ居ルト云フコトガ明カニアル

(栗塚委員) 佛蘭西訴訟法ノ中間判決ノ十五條ニハ中間判決ヲ命
シテ期限ヲ定メテ四ヶ月ノ間ヲ立ツト無効ニナツテ仕舞フ

(松岡委員) 佛蘭西ノハ訴ヘテ出シテ手續ヲシナイテ三年立ツト
消ヘテ仕舞ガ日本テハトウシマスカ

(今村信) 訴訟法テハ一ヶ年往ク積リテス百七十五條ニアリマス
兎ニ角一ヶ年立テハイケナイ精神テ御座イマス

(委員長) ソンナラ今村サン調ヘテ貰ヒマシヨウ

(笑作委員) ソレカアレハ此儘テ宜シイ

本條第三ハ訴訟法ノ取調迄未定

第千四百四十九條朗讀ス

第千四百四十九條 裁判上ノ請求ヨリ生スル中斷ハ訴訟ノ起頭

ヨリ其判決ノ確定ト爲ルマテ繼續ス

(松岡委員) 之モ起頭ハ提起トスレハ宜シイ

(清岡委員) 中斷ハ繼續スト云フノハオカシイ

(笑作委員) 中斷シツ、アルト云フノテス

本條「起頭」ヲ「提起」ト改ム

第千四百五十條朗讀ス

第千四百五十條 勸解上ノ召喚又ハ任意出席ニ困ル時効ノ中斷

ハ勸解ヲ要セサル場合ニ於テモ亦生ス

時効ノ中斷ハ勸解上ノ主タル請求ト同シク其反對ノ請求ヨリ

生ス

召喚ノ無効ハ方式ノ瑕疵ニ因ルモ管轄違ニ因ルモ中斷ヲ妨ケ

ス但初ノ召喚ノ無効トナリタルヨリ一ヶ月内ニ更ニ合式ノ召

喚ヲ爲スコトヲ要ス

合式ノ召喚ノ上勸解不調ノ場合及ヒ被告ノ欠席ノ場合ニ於テ

中斷ハ一ヶ月内ニ裁判上ノ請求ヲ爲サ、ルトキハ之ヲ不成立

ト看做ス

(栗塚委員) 之モ一ヶ月ハ二ヶ月ニシナケレハナリマセンカ

(村田委員) 二ヶ月ニシナケレハナランダロウ

(松岡委員) 今度ノ訴訟法ニ勸解ヲ要スルト云フコトハアリマセ

ン

(清岡委員) 勸解ヲ要セサルト云フノハ元譯ハ豫式ヲ要セサルト

アル

(粟塚委員) 豫式テ御座リマス訴訟法ニ往ク前ニ豫メ勸解ヲ經テ
來イト云フノテアリマスカラ

(委員長) 訴訟法ハ勸解ノコトハ言フテナイカ

(南部委員) 勸解ヲ必ラスシナケレハナラント云フ事件ハ言フテ
アリマセン治安裁判所ノ處ニ裁判官ガ勸解ヲスルト云フコトガア
ル

(箕作委員) 勸解ヲ要スル場合ト要セサル場合トアリマスカ

(松岡委員) ソレハアリマセン

(箕作委員) ソレテハ勸解上ノ召喚ト云フコトハ入ラシムダロウ

(松岡委員) 元トハ和解手續ヲ一節トシテ設ケテ置イタカ今度ハ
勸解手續ヲ別ニシナケレハナラシムカラ三百七十八條ハ和解ヲ試ミ
ル丈ケニシタトアリマス

(箕作委員) 詰リ一項ハ入ランコトニナル

(南部委員) 一項ト二項ト續ケス宜シイ

(箕作委員) 召喚ダノ任意出席ナドト云フコトハ入ラシムダロウ

(元尾崎委員) 請求ヨリ生スルト云フコトガアルカラ勸解上ト云
フコトガ必要ニナル

(松岡委員) 獨乙ノハ勸解人ハ民事訴訟ニ付テ勸解ハ財産要求權
ニ付テ双方又ハ一方ノ申立ニ因テ之ヲ爲ストアリマス

(南部委員) ソレハ勸解員ダロウ

(委員長) 其時ハ勸解吏ダロウ

(清岡委員) 此處へ來テ見ルト前ニ二ヶ月トシタノハ良クナイ此
處ハトウシテモ一ヶ月トシナケレハナラン

(箕作委員) 前チ二ヶ月トシテモ此處ハ一ヶ月テ宜シイ

(南部委員) 「時効ノ中斷ハ主タル請求ハ勿論其反對ノ請求ヨリ
モ生ズ」ト致シマシヨウ

(栗塚委員) ソレテ宜シウ御座イマシヨウ

(松岡委員) 此二項、三項ト止メタラ宜カロウ勸解ノ召喚サヘアレハ宜シイコトニシタラ宜カロウ

(南部委員) 中斷ヲ妨ケスタカラ宜シイ

(栗塚委員) 併シ二人テ往カナケレハナラントカ出タ時ハ何ニカ云フトカ云フコトガアリマシヨウ

(箕作委員) ソレテハ勸解ハ無方式テヤリマスカ

(委員長) 先達テ地方官ニ問フタ處ガ先キニナレハ宜シイカロウガ未タイケナイト云フコトテアリマシタ中ニハ随分ヤツテ見マシヨウト云フ處モアル名譽官トナツテ無給テヤルト云フコトハトウシテモイケナイ何ニカヤツテ貰ハナケレハナラン少シ金ヲ取ルコトニナルト治安裁判所テヤルモ變ハツタコトハナイカラ皆ナガ進ンテ來テ地方ノ衛生委員ナトハ無給テヤル様ニナレハ之レガ出來

ル様ニナルダロウト思ヒマス其中人民ガ望ンテ來レハ勸解吏員ノ規則丈ケ發布シテヤルト云フモ丈ケニヤラセルト云フコトニシタラ良カロウト思ヒマス

(箕作委員) 今日ノ治安裁判所テモ幾ラカ方式ガアリマシヨウ

(栗塚委員) ソレハアリマス

(松岡委員) ソレテハ急キマシヨウ

本條第一項、第二項ヲ併セテ一項ト爲シ左ノ如ク改ム
勸解上ノ召喚又ハ任意出席ニ因ル時効ノ中斷ハ主タル請求ハ勿論其反對ノ請求ヨリモ生ス

于時正午休憩

午后一時開會

(松岡委員) 第千四百四十八條ノ第三ノ訴訟法ノ第百八十八條ニアリマス

(箕作委員) 併シ訴訟法ハ無効ナリト宣告スルト云フコトハナイ
カラ之ハ「其手續ヲ休止シタルトキ」トシテ置ケハ宜シイ

(松岡委員) 二ノ方へ入レテモ宜シイ

(南部委員) 二ト三トハ違イマスカラ休止シタルトキテ宜シイ

第千四百四十八條ノ第三ハ左ノ如ク改ム

訴訟ガ民事訴訟法ニ定メタル時間其手續ヲ休止シタルトキ

第千四百五十一條朗讀ス

第千四百五十一條 執行文提示ヨリ生スル中断ハ一ケ年内ニ差
押ヲ爲サ、ルトキハ之ヲ不成立ト看做ス

方式ノ瑕疵ニ因ル執行文提示ノ無効ハ時効ヲ中断スルコトヲ
妨ケス但催告ヨリ生スル中断ノ爲メ下ニ定メタル條件ヲ履行
スルコトヲ要ス

(村田委員) 佛蘭西ノ様ニ要決書ヲ遣レハ宜シイ

民再十ノ一七

(松岡委員) 執行文ヲ示スノハ差押ヲスルトキダカラ之ハ言ハン
方ガ宜カロウ執行文ヲ下付セラル、トキニ異議ノアル時分ハトウ
斯ウト云フコトカアリマス

(栗塚委員) 差押ニ入ツテ此通りノ執行文テ差押タト云フテ置イ
テ其カラ一年計リ捨テ置イタ時ト見レハ宜シイ

(南部委員) 餘計ナ話シタト云フ丈ケノコトダ執行吏ガ執行文ヲ
示シタトキハ債務者ガ金ヲ拂ヒマシヨウト云フコトヲ執行吏ガ其
ヲ許與シテ遅クナツタコトハナシトモ言ヘン

(松岡委員) 執行文ヲ示シタトキ其方式ガ缺ケテ居ルトカ云フコ
トテアリマシヨウ

(村田委員) 其ハ別ダ

(松岡委員) 差押ニ着手スルニハ執行力ノ生ジタルノダカラ前ノ
ハ中断サレテ居ル

（箕作委員） 千四百五十三條ニ「差押ヨリ生スル中斷ハ其差押ノ手續ガ合式ニ其終結マテ繼續シタルニ非サレハ其效力ヲ存續セス」トアルカラ同シコトニナリハセンカ

（松岡委員） 此條ハ催告ハカリニスレハ宜シイ

（南部委員） 併シ二項ハ宜シイテ御座イマシヨウ

（村田委員） 一項丈ケ刪ルガ宜シイ

（委員長） 刪ルガ宜シイ併シ冒頭方式ノ瑕疵ニ因ルト云フノハ變

ダ

（栗塚委員） 「執行文提示ヨリ生スル中斷ハ其方式ノ瑕疵ニ因リ提示ノ無効ナルトキト雖モ尙ホ繼續ス」ト云フ様ナコトテス

（南部委員） 中斷ハ方式ノ瑕疵ニ因リ其提示ノ無効ナルトキト雖

モ尙ホ生ス

（元尾崎委員） 生スル中斷ハ尙ホ生スト云フコトハナイ尙ホ成立

スガ宜シイ

（委員長） 尙ホ成立ストスルカ

本條ハ左ノ如ク改ム

執行文提示ヨリ生スル中斷ハ方式ノ瑕疵ニ因リ其提示ノ無効ナルトキト雖モ尙ホ成立ス（但以下原案ノ通り）

第千四百五十二條朗讀ス

第千四百五十二條 義務履行ノ催告ハ義務ノ目的及ヒ原因ヲ明カニ指示シ且六ヶ月内ニ裁判上又ハ勸解上ノ請求ヲ爲シタルトキニ非サレハ時効ヲ中斷セス

第千二百七十四條ニ記載シタル如ク抵當ノ不動産ヲ委棄スルヤ債務ヲ辨済スルヤニ付キ其第三所持者ニ爲シタル催告ハ之ニ對シテ抵當消滅ノ時効ヲ中斷ス

（南部委員） 抵當ノ不動産ト云フ「ノ」處ハ削ツテアルダロウ

(栗塚委員) 抵當不動産ヲ宜シウ御座リマシヨウ

(松岡委員) 催告ノ手續ハ訴訟法ニナイカラ之モ定メナケレハナ

ランカ

(箕作委員) 催告ヲシテカラ六ヶ月内ニ請求ヲ爲スト云フコトハ

一向訴訟法ニ影響ヲ及ホサンタロウ

(南部委員) 左様テス

(松岡委員) 附週滞ノ方ハ私ノ手紙テモ罷メタモノガアレハ宜シ

イガ之モソウハイカン

(南部委員) 其レハ宜カロウ

本條ハ「抵當」ノトアル「ノ」ノ字ヲ削ル

第千四百五十三條朗讀ス

第千四百五十三條 差押及ヒ拂渡差押ヨリ生スル中斷ハ其差押

ノ手續カ合式ニ其終結マテ繼續シタルニ非サレハ其效力ヲ存

續セス

假差押ハ六ヶ月内ニ執行文提示差押又ハ裁判上若クハ勸解上

ノ請求ヲ爲シタルニ非サレハ時効ヲ中斷セス

時効ノ益ヲ受クル者ニ對シテ差押ヲ爲サ、ルトキハ其差押ハ

此者ニ之ヲ告知シタル後ニ非サレハ之ニ對シテ中斷ノ效力ヲ

有セス

(栗塚委員) 一項ハ元ト原文ニ御座イマス但書ヲ削除致シマシタ

ノト

(松岡委員) 此場合ニモ中斷其者モ繼續ストアリマス

(栗塚委員) ソレカラ削ツタ保存ト繼續トヲ合ハセテ存續ト致シ

マシタ

(松岡委員) 之ハ差押ニハ出來マセンカ

(栗塚委員) 次ノ項テ執行文提示ハ削ツテ宜シウ御座イマシヨウ

(松岡委員) 一項ハ差押ヘタモノガ幾日間ニ訴ヘナケレハナラント云フ其意味ヲ云ツタノタロウ

(南部委員) ソウテハナイ差押手續ガ繼續シナケレハナラシテハイカント云フ意味丈ケテス貴君ノ云フノハ二項テス

(栗塚委員) 假差押チスレハ六ヶ月内ニ訴ヘナケレハナラント云フコトテ御座リマス

(箕作委員) 一項ノ拂渡差押ヲ削ツテハトウテス

(松岡委員) 六ヶ月内ト云フノハ「定ムヘキ期間内ニ」トシテハトウタロウ訴訟法ニハ相當ノ期間内トアル

(箕作委員) 訴訟法ニ假差押ヲシテソレカラ本差押ヲトノ位ノ間ニシナケレハナラント云フコトハアリマセンカ

(松岡委員) アリマセン假差押チスレハ裁判所ガ定メル期間内ニ訴チ起サナケレハイケナイト云フ丈ケニシテ置ケハ宜シウ御座イ

民再十ノ二〇

マシヨウ「假差押ハ裁判所ノ定メタル期間内ニ訴チ起シタルニ非サレハ時効ヲ中斷セス」トシテ置ケハ宜シイ

(南部委員) 假差押ハ相當ノ期間内ニ裁判所ニ請求シタルニ非サレハ時効ヲ中斷セス

(松岡委員) 裁判所ノ定メタル期間内ニ訴チ起スニ非レハ

(南部委員) 裁判上ノ請求ヲ爲シタルニ非サレハ

(箕作委員) 裁判上ノ請求ガ宜シイ

(栗塚委員) 一項ハ差押ヨリト致シマス

本條第一項「及ヒ拂渡差押」ノ六字ヲ削ル

第二項左ノ如ク改ム

假差押ハ裁判所ノ定メタル期間内ニ裁判上ノ請求ヲ爲シタル

ニ非サレハ時効ヲ中斷セス

第千四百五十四條朗讀ス

第千四百五十四條 任意ノ追認ヨリ生スル時効ノ中斷ハ裁判上ヨリ又ハ口頭タルト書面タルトチ問ハス裁判外ノ行爲ヨリ生スルコトヲ得

裁判上ノ追認ハ自發ナルコト有リ又ハ判事ノ訊問ヨリ生スルコト有リ

(松岡委員) 二項ハ削ロウ三百六十一條ニアルカラ宜シイ

(栗塚委員) 彼レハ自白ヲ論スル處テ違ヒマス

本條ハ原案ニ決ス

第千四百五十五條朗讀ス

第千四百五十五條 追認ハ明示又ハ默示ナルコトヲ得

占有者カ占有物ニ關スル果實又ハ賠償ノ要求ニ承服スルトキ又ハ此ニ反シテ占有者カ物ニ付キ爲シタル必要若クハ有益ノ費用ノ爲ノ賠償ヲ要求スルトキハ殊ニ取得時効ニ對スル默示

ノ追認アリトス

債務者カ利息又ハ債務ノ辨濟ノ請求ニ承服スルトキ又ハ此ニ反シテ債務者カ提供ヲ爲シ若クハ恩惠期間ノ請求ヲ爲ストキハ殊ニ免責時効ニ對スル默示ノ追認アリトス

(箕作委員) 此條ハ時効ヲ中斷ノ處テアリナカラ中斷ノコトカ一向云フテナイ

(南部委員) 因ミニ云ツタノテス

本條ハ原案ニ決ス

第千四百五十六條朗讀ス

第千四百五十六條 眞所有者ノ權利ヲ追認シタル占有者ハ新時効ヲ再ヒ始ムルノ權利ヲ失ハス然レトモ占有者ハ最早其以前ノ善意ノ利益ヲ援用スルコトヲ得ス

若シ其占有者カ容假ノ占有者ト爲リタルトキハ將來ニ向ヒテ

時効ノ利益ヲ失フ但第百九十七條ノ二箇ノ場合ノ適用ヲ妨ケ
ス

(村田委員) 百九十七條ノ二箇ト云フノハ第一項二項ノ場合ヲ云
フノタロウ

(栗塚委員) 百九十七條ノ場合ト云ツテモ宜シイノテス

(村田委員) 二箇ノ場合ト云フト百九十七條ニ二箇ノ場合トアル

カラ其レト思フダロウ

(元尾崎委員) 之ハ一項ニハ適用ハ出來ナイ

(南部委員) 二項三項テス

(笑作委員) 「第二項第三項」トシテハトウテス

(栗塚委員) 「第二項及ヒ第三項ノ場合」ト致シマシヨウ

本條第二項但書ヲ左ノ如ク改ム

但百九十七條第二項及ヒ第三項ノ場合ノ適用ヲ妨ケス

第千四百五十七條朗讀ス

第千四百五十七條 追認ニ因リテ中斷セラレタル免責時効ハ即

時ニ再ヒ進行ス然レトモ其時効ハ最初短期ノモノタリシトキ

ト雖モ將來ニ向ヒテハ長期時効ノ期間ニ從フ

(松岡委員) 中斷シタルトスルカ

(栗塚委員) 中斷シタルテ御座イマス

(村田委員) 之モ「再ヒ」ハ「更ニ」トシナケレハナラナイ

(栗塚委員) 「即時更ニ進行ス」ト致シマス

本條第一項「中斷セラレタル」ヲ「中斷シタルト」改メ「即時

ニ再ヒ」ヲ「即時更ニ」ト改ム

第千四百五十八條朗讀ス

第千四百五十八條 時効ヲ中斷スル追認ハ自己ノ財産ヲ管理ス

ルノ能力又ハ時効ニ罹ルコト有ル可キ財産ヲ他人ノ爲メニ管

理スルノ權力ヲ有スル者ニ於テ之ヲ爲シタルトキハ有效ナリ
然レトモ婦、無能力者又ハ委任者ノ利益ニ於テ不動産ノ取得
時効ヲ中斷スル爲メ夫、後見人又ハ代理人ノ爲シタル追認ハ
不動産ノ請求ニ承服スル特別權力アルニ非サレハ有效ナラス
(松岡委員) 之ハ「推定セラル、」ト云フ字ヲ入レント分リマセ
ン

(南部委員) ソレハモウ定マツテ居ル

本條ハ原案ニ決ス

第千四百五十九條朗讀ス

第千四百五十九條 時効ヲ中斷スル追認ノ所爲ニ付キ争アルト
キハ通常ノ證據方法ヲ以テ之ヲ證スルコトヲ得

(栗塚委員) 但各個ノ證據法ニ付キ其複重スヘキ條件ヲ遵守スル
コトヲ要ストアリマシタガ之ハ無論通常ノ證據方法ヲ以テシテモ

一々其條件ヲ守ラナケレハナランカラ削リマシタ

本條ハ原案ニ決ス

第千四百六十條朗讀ス

第千四百六十條 保證連帶及ヒ不可分ノ場合ニ於テ各利害關係
人ニ對スル追認其他ノ方法ニ因ル時効中斷ノ效力ハ第千二十
七條、第千六十條、第千六十一條、第千八十二條及ヒ第千九
十一條ニ於テ之ヲ規定ス

本條ハ原案ニ決ス

于時午後二時二十分閉會

民法證據篇再調査按議事筆記第四十二回

自第一千四百六十一條 及ヒ附錄自然義務ノ章
至第一千四百八十條

明治二十一年十二月二十二日午前第九時五十分開會

(南部委員) 遣リマシヨウ

第一千四百六十一條朗讀ス

第四章 時効ノ停止

第一千四百六十一條 時効ハ物權又ハ人權ニシテ其廣狹又ハ行使
カ相續ノ發開ニ繫ルモノニ對シテハ其發開後ニ非サレハ進行
ヲ始メス

(村田委員) 之ハトウ云フコトカ

(松岡委員) 分ランノテス

(栗塚委員) 之ハ分ツテハ居ルガナンテ相續ノ事柄ヲ書出シタモ
ノカ物權人權ハ相續ニハ限ラン先取テ親父ノ遺ツタモノハ續テ往

原案者
入質

テアリサウナモノダガ往カレヌト云フノタカラ分ランノテス

(箕作委員) 發開シタラ行ハル、ト云フノテス親父ガ死ンダラ行

ハル、ト云フノテシヨウ死ヌマテ時効ガ停止ト云フノハ分ラン

(栗塚委員) ソレ丈ケノコトトハ思レテ居ルガ分ランノテ原接者

ニ質スノテアリマス

(樞村委員) マダ質サンノカ

(栗塚委員) 返答ガ参リ次第ニ致シマス

本條ハ原案者ニ質問中ニ付キ留保

第千四百六十二條朗讀ス

第千四百六十二條 遺言又ハ前主ノ合意ニ對シ相續人ニ屬スル

銷除訴權ノ時効ハ其遺言又ハ合意ヲ相續人ニ對シテ援用シ又

ハ其相續人ヲ害スル權利行使ノ基礎トシテ用ヒタル後ニ非サ

レハ進行ヲ始メス

(栗塚委員) 之モ前條ト同シテ御座イマス

(松岡委員) 同ジク分ラン

(村田委員) 一處ニ留保トシテ於テ宜シイ

本條ハ前條ト同シク留保

第千四百六十三條朗讀ス

第千四百六十三條 權利ハ其行使カ確定若クハ不確定ノ期限ニ

服從シ又ハ其發生カ停止ノ條件ニ繫ルトキハ其期限又ハ條件

ノ到來後ニ非サレハ時効ニ罹ラス

(栗塚委員) 此趣意カラ見マシテモ今御説キ明シニナツタ模様ト

思フ

(箕作委員) 例ヘハ財産全部ガアツテ幾等カ取ツテ居ル其レニ父

ヨリ條件ヲ贈遺シタモノハ相續人カラ取消セルノテスネ母ハ訴件

アル贈遺ヲ現在取ツテ遺言ニ因テ取ツタ時テナケレハ往カント云

フコトダロウ

(松岡委員) 確定確言ト云フノハ悪イ期限トハ往カンカ

(栗塚委員) 六ヶ敷處ノ註ガ來テ居ルガ讀ミマシヨウカ

(南部委員) 後トニシテ下サイ

(清岡委員) 分り悪ク

(南部委員) 六十三條ハ良ク分ツテ居ル

(松岡委員) 服從ノ字ハトウカ

(南部委員) 前ニ服シトヤリマシタ

(松岡委員) 其レガ良カロウ權ト云フノハ後チニ進行シテ成就ス
ル意味モ含ムガ言葉カラ云フト成立ツ様テス

(栗塚委員) 其レカラテナケレハ起ラステス

(松岡委員) 進行ヲ始メストシテハドウカ

(栗塚委員) 權利ノ行使ガト言ツテ後トハ權ル權利ガト云フテハ

民再十ノ二六

ドウカ

(南部委員) 服スル權利ハ分ラン

(箕作委員) ドウモ之ハ文法テ仕方ガ御座イマセン

(松岡委員) 權利ノ行使ガ期限ニ服シ又ハ停止ノ條件ニ繋ルトキ

ハ何々ニ非サス時効ハ進行シ始メズダ

(栗塚委員) 期限附又ハ條件附ノ權利ハト言ツテモ宜シイ

(箕作委員) スルト發生ガト云フノガ分ラン

(栗塚委員) 權利ノ行使ガトヤツテ確言若クハ不確言ノ期限ニ服
條件ノ到來後ニ非サレハ時効ハ進行ヲ始メズトヤリマシヨウ

(松岡委員) ソウヤリマシヨウ

本本條ハ「權利ノ行使ガ確言若クハ不確言ノ期限ニ服シ又ハ條
件ノ到來後ニ非サレハ時効ハ進行ヲ始メス」ト

第千四百六十四條朗讀ス

日本學術振興會

第千四百六十四條 前記ノ場合ニ於テ時効ハ第三所持者ニ對シテ停止セス但所有權ノ取得時効又ハ抵當ノ免責時効ヲ中斷セント欲スル利害關係人ニ於テ自己ノ權利ノ追認證書ヲ得ント請求スルコト又ハ裁判上其權利ヲ單ニ追認セシムルコトヲ妨ケス

(松岡委員) 第三者ニ對シテ求メルノカ

(栗塚委員) 左様テス

本條ハ原案ニ決ス

第千四百六十五條朗讀ス

第千四百六十五條 時効カ其進行中ニ停止セララル、トキハ既ニ經過シタル時間ハ其時効ノ更ニ進行ヲ始ムル時ニ之ヲ併算ス

(松岡委員) 進行中斷時効停止ト云ヘハ宜シイ

(村田委員) 併算ト云カ通算ガ宜シイ

民再十ノ二七

(南部委員) 宜シイ

本條ハ「併算」ヲ「通算」ト改メ其他原案ニ決ス

第千四百六十六條朗讀ス

第千四百六十六條 時効ハ法律ノ定メタル場合及ヒ法律ノ定メタル人ノ利益ニ於ケルニ非サレハ停止ス

(栗塚委員) 停止スハ停止セズデアリマス

(箕作委員) 之ハ分ツテ居リマス

本條ハ「停止ス」ヲ「停止セズ」ト改メ其他原案ニ決ス

第千四百六十七條朗讀ス

第千四百六十七條 期間五ケ年ナル時効ハ成年者ニ對スル如ク未成年者及ヒ禁治產者ニ對シテ進行ス但後見人カ其行フ可キ權利ヲ覺知セサルコトニ付キ正當ノ原因ヲ有セサル場合ニ於テハ是等ノ者ヨリ其後見人ニ對スル求債權ヲ妨ケス

五ケ年ヲ起ユル時効ニ關シテ成規上ノ期間カ未成年中又ハ禁治産中ニ經過シタルトキハ成年ト爲リタル未成年者、能力ヲ回復シタル禁治産者又ハ是等ノ者ノ成年ノ相續人ヲシテ其權利ノ效用ヲ致サシムル爲メ之ニ一ケ年ノ補足期間ヲ付與ス若シ權利カ無能力者ニ移リタル當時ニ於テ尙ホ進行ス可キ殘期カ一ケ年以下ナルトキハ補足期間ハ其殘期ノ繼續期ノミチ有ス

(南部委員) 期間五ケ年「又ハ其以下ト云フノガ脱シマシタ

(箕作委員) 五ケ年ナルト云フトカツキリ五ケ年ニナルカラ五ケ年以下ノ時効トヤリマシヨウ

(村田委員) ソレガ宜シイ

(栗塚委員) 良シウ御座イマシヨウ

(大尾崎委員) 三項ヲ質問中テスカ

(南部委員) 左様テス

民再十ノ二八

(箕作委員) 五ケ年超ユル方ハ例ヘハ十年禁治産未成年中經過シタラ後ト一年ノ間ニ訴テヤリサヘスレハ良シイノテスカ

(栗塚委員) 左様テス

(松岡委員) 末項ハ分ラン

(箕作委員) 末項ハ一年足シテ遣ラント云フノテス

(南部委員) 殘ツタ期限丈ケテアリマス

(箕作委員) 補足期間テハナイ

(栗塚委員) 末項ハ二項ノ例外ヲ示シタ様ニ思ハレル

(箕作委員) 一ケ年往カン時ハ倍ニスルカ知ラン例ヘハ十ヶ月殘ツテ居ルト又十ヶ月加ヘルノテハナイ補足期間ト云フカラソウ見ヘル

(松岡委員) ソウテス

(箕作委員) 例ヘハ元ト三ヶ月シカナイ其限リテ補足ガナランカ

ラ三ヶ月残ツタラ三ヶ月丈ケ補足期間ヲ遺ルト云フノテシヨウ
(南部委員) 足リル丈ケヤルト思ハル、カ

(大尾崎委員) 一ケ年ニハ足シテ遺ルト云フ趣意ラシイ

(清岡委員) ソウテシヨウ

(栗塚委員) 繼續期ト云フト補足ノミチ與フルト云フノテシヨウ

(清岡委員) 其殘期ノ繼續ノミチ云フノテ期ト云フ字ハ悪ルイ

(南部委員) 兎ニ角三項ハ質問中デアリマスカラデアリマス

(清岡委員) 三項ハ入ラン話シテアリマス一ケ年ノ補足期間ヲ與

フルコトハ前項ニアリマス

(南部委員) ソレカラ三ヶ月ノ上又一年ヤルカト云フニソウテハ

ナイト云フ意味テス

(松岡委員) 上ノハ經過シテシマツタノテ三年モ經ツタ後チニ回

復シタラ回復シタ日カラ效チ與フルト云フノテ三項ハ十日モ殘ツ

民再十ノ二九

テ居レハ別ニ一年ヤルガ其レハ通算シテ一年ヤレハ良イト云フノ
デアリマス

(箕作委員) マヅ三項ハ質問中ダカラ置キマシヨウ

本條ハ第一項「期間五ケ年ナル時効」トアルチ「期間五年以下
ノ時効ハ」ト改メ第三項ハ質問中ニ付キ留保

第千四百六十八條朗讀ス

第千四百六十八條 時効ハ婦ニ對シ第三者ノ利益ニ於テ進行ス

但夫カ婦ノ爲メニ管理スル財産ニ關シ其夫ノ方ニ於テ懈怠ア
ル場合ニ於テハ婦ヨリ夫ニ對スル求償權ヲ妨ケス

然レトモ時効ノ成規上ノ期間カ結婚中ニ成就シタルトキハ婦
又ハ其相續人ハ左ノ場合ニ於テハ解婚ノ後未成年者及ヒ禁治
產者ト同一ノ補足期間ヲ享有ス

第一 婦ニ因ル行使カ婚姻上ノ合意ノ效力又ハ法律ニ依リ

テ遅延セラレタル選擇ニ繋ル權利ニ關スルトキ
第二 第三者ニ對スル婦ノ訴カ擔保其他ノ方法ニテ夫ニ對
シテ反響ス可キトキ

(栗塚委員) 然レトモ以下ハ分ランノダ之モ留保テ御座イマス

(松岡委員) 第三者ニ向ツテ言フラシイ

(栗塚委員) 左様テス

(松岡委員) 之ハ留保ハ最モテアリマス

(村田委員) 日本テハ夫ハ婦ノ相續人ト云ツテハ分ラン

(榎村委員) 前ノ條ノ經過ト云フノハ曳就モ同シテシヨウ

(箕作委員) 制規上ノ期間ガ流ンテ仕舞ツタモ同シコトテス

(栗塚委員) 然レトモ以下ハ私共削障シタクテ溜ランガ何ント云

フコトヤラ人事編マツタ上ノ話シテハナイカト思ツテ質問中テ御
座イマスカ文字モ宜シマセンノテ御座イマス

民再十ノ三〇

(大尾崎委員) 其レテハ先ツ後トノ事ニシマシヨウ

(箕作委員) 佛蘭西ハ結婚中停止スルトアリマス

(栗塚委員) ソレナラハ分リマス

(南部委員) 補足期間ヲ享有ストアルカラ分ランノテアリマス停

止ステ良サ、ウテアリマス

(箕作委員) 夫ニ對シテ反響スト夫ニ反響スツト云フト女房ガ壓

セラル、ダロウト云フノテシヨウ

(栗塚委員) 左様テス

本條ハ質問中ニ付留保

第千四百六十九條朗讀ス

第千四百六十九條 前二條ノ規定ハ無能力者自身ニテ爲シタル

行爲ノ銷除訴權ノ時効停止ニ關シ第五百六十七條及ヒ第五百

六十八條ニ定メタルモノヲ妨ケス

(大尾崎委員) 五百六十七條ハナンテアリマスカ

(南部委員) 無能力者ノ時効ノ停止ト云フノハ五百六十七條ニア
リマス強暴錯誤ニ成立ツタ契約ハ強暴錯誤ノ止ムマテ停止スルト
云フノテアリマス

本條ハ原案ニ決ス

第千四百七十條朗讀ス

第千四百七十條 配偶者ノ一人ヨリ他ノ一人ニ對シテ行フ可キ
權利ニ關シテハ配偶者間ニ在テ結婚中ハ時効進行セス

(松岡委員) 土產所得免責時効ハ名々並ヒ行ハレテ戻ラント云フ
コトテ云フニハ及ハン様テス

(箕作委員) 配偶者ニアツテト云フ處丈ケ削レハ宜シイ

(松岡委員) ソウテス

(清岡委員) 宜シイ

質問中
ニ付留
保

(委員長) 良クハ往キマシヨウ

本條ハ「配偶者間ニ在テ」ヲ削リ其他原案ニ決ス

第千四百七十一條朗讀ス

第千四百七十一條 時効ハ他人ノ財産ノ管理人ト其管理ヲ受ク
ル者トノ間ニ於テ其保存スルコトヲ任セラレタル權利ニ付テ
ハ管理人ニ對シテ停止ス

本條ハ留保

第千四百七十二條朗讀ス

第千四百七十二條 上ニ定メサル場合ニ於テ時効ノ期間ノ滿了
スル時ニ當リ有權者カ交通ノ塞カリタルニ因リ又ハ地方ノ裁
判事務ノ停止セラレタル因リテ其權利ノ效用ヲ致サシムル爲
メ又ハ時効ヲ中斷スル爲メニ全ク手續ヲ爲スコト能ハサリシ
トキハ有權者其妨碍ノ止ム後直チニ請求ヲ爲スニ於テハ其失

權ヲ免カル、コトヲ得

右ノ規定ハ陸海軍人カ内國又ハ外國ノ戰亂ノ時ニ於テ服役ノ爲メ其權利ヲ行フコトヲ妨ケラレタル場合ニ於テハ其利益ノ爲メ之ヲ適用ス

(笑作委員) 權利ノ效用ヲ致サシメ又ハ時効中斷スルノ手續ヲトシテハトウカ

(南部委員) 「全ク」ノ字ガ惡ルケレハ中斷スル爲メトシテ宜シイ

(栗塚委員) 爲メ手續ヲテ宜シイ
(委員長) 宜シイ

本條ハ「效用ヲ致サシムル爲メ又ハ時効ヲ中斷スル爲メニ全ク手續ヲ爲スコト」トアルヲ「效用ヲ致サシメ又ハ時効ヲ中斷スル爲メ手續ヲ爲スコト」ト其他原案ニ決ス

第千四百七十三條朗讀ス

第千四百七十三條 物權又ハ人權ノ不可分リ生スル時効ノ停止ハ第三百十一條第四百六十七條及ヒ第千九十二條第二項ニ於テ之ヲ規定ス

本條ハ原案ニ決ス

第千四百七十四條朗讀ス

第五章 不動産ノ取得時効

第千四百七十四條 不動産ノ取得時効ニ付テハ所有者ノ名義ニテ占有シ其中斷ナク且平穩公顯ニシテ下ニ定メタル繼續期アルコトヲ要ス

第百九十五條及ヒ第百九十七條ニ定メタル如キ容假、強暴隱密又ハ隱密ノ占有ハ時効ヲ生ス

(栗塚委員) 容假強暴隱密隱密占有ノ處ニアリマス其ト云フ字ガ

入リマスカ

(南部委員) 「其」テハ御座イマセン「且」ノ間違イテ御座イマ
ス

(栗塚委員) 占有シ中斷ナクテ御座イマス

(栗塚委員) 強暴隠密又ハ容假テハトウカ

(箕作委員) ソウ致シマシヨウ

(清岡委員) 宜シイ

本條ハ第二項「容假強暴又ハ隠密」トアルチ「強暴隠密又ハ容
假」ト改ム

第一項占有ノ下「其」ヲ削リ其他原案ニ決ス

第千四百七十五條朗讀ス

第千四百七十五條 占有者カ時効ニ因リテ取得セントスル物ニ
付キ或ル長キ時間所有者ノ行爲ヲ行フコトヲ任意ニテ止メタ

民再十ノ三三

ルトキハ其占有ハ不繼續ニシテ時効ヲ生セス

占有者カ再ヒ所有者ノ行爲ヲ行フトキハ其以前ノ占有ノ時間
ハ占有者ノ爲メニ之ヲ算セス

(村田委員) 算セスハ前ト同シニ通算トシナケレハナランテシヨ

ウ

(栗塚委員) 以前ノ時ハ算ヘナイカラ此方ガ宜シイ

(箕作委員) 七十四條ハ中斷ナイテアルガ其裏テアルカ

(村田委員) 占有ハ繼續シナケレハナラン

(箕作委員) 原文ニハ繼續ト云フノカアルカラ不繼續ト云フ裏モ
出ルガ七十四條ニ中斷ナクト云フト此處ニ不繼續ト云フノハ照應

ガ良クナイ

(栗塚委員) 恐レ入リマシタ前ハ七十四條ハ其ト云フ字ガアツタ
ノテ七十四條ノ一項ハ「所有者ノ名義ニテ占有シ其占有ハ繼續シ

テ中斷ナクテ御座イマス

(笑作委員) ソンナラ此條ハ能ク分ツテ居リマス

本條ハ原案ニ決シ

前條第一項「占有シ」ノ下へ「其占有ハ繼續シテ」ノ數字ヲ加フ

第千四百七十六條朗讀ス

第千四百七十六條 若シ占有カ上ニ定メタル條件ノ外第百九十

三條ニ記載シタル如キ正名義ニ基因シ且第百九十四條ニ從ヒ

テ善意ナルトキハ占有者ハ不動産ノ所在地ト時効ノ爲メ害ヲ

受クル者ノ住所又ハ居所トノ間ノ距離ヲ區別セス十五ケ年ヲ

以テ時効ヲ得

(委員長) 惡意ハ三十年カ

(村田委員) 惡意ハ三十年善意ハ十五年テアリマス

本條ハ原案ニ決ス

第千四百七十七條朗讀ス

第千四百七十七條 方式上無効タリ又ハ裁判上取消サレタル名

義ハ時効ノ爲メニ有益ナラス

本條ハ原案ニ決ス

第千四百七十八條朗讀ス

第千四百七十八條 占有者カ正名義ヲ證スルコトヲ得ス又ハ之

ヲ證スルモ第百九十九條ニ規定シタル如ク其惡意カ證セラレ

トキハ取得時効ノ期間ハ三十ケ年トス

(栗塚委員) 惡意ノトキハ三十年ト云フノハ此處テ御座イマス

(大尾崎委員) 惡意ノ奴ニハ取得時効ヲ遣ランテモ良イト思フ

(南部委員) 自分ガ強奪シタリシテハ往カンノテアリマス

(笑作委員) 途中カラ惡意ニナツタトキハトウカ

(南部委員) 悪意カラ起算シテ三十年テ御座イマス

(清岡委員) 悪意ト云フノハ悪イネ他人ノモノト云ツテモ誰レカノモノト思フ位ノ話シテアロウ

(南部委員) コツソリ持ツテ居ツテ悪意トハ云ヘンノテアリマス

(大尾崎委員) 眞ノ所有者ハ清岡サンノモノ榎村サンガ所有シテ居リ後トニ至ツテ清岡サンノモノト知ツタトキハ往カント云フノテシヨウ之ハ誰レノモノカ分ルカ自分ノモノテハナイ位ノ事テ時効ヲ得ラル、ノテシヨウ

(榎村委員) 得ラル、ガ知ツタ折リカラ三十年テス

(箕作委員) 取得シタトキハ善意テ後トテ悪意ニナツタラ十五年テ得ラル、ノテハナイカ

(村田委員) ソウテハナイ

(南部委員) 知ツタトキハ善意ガ止ンテ悪意ニナリマシヨウ

民再十ノ三五

(箕作委員) 始メ取得シタトキハ善意テ何年カ經ツテ悪意ニナツタラ三十年ニスルカ十五年カ

(南部委員) 前カラ三十年テ御座イマス

(村田委員) ソレカラ三十年テ御座イマスソレダカラ随分長イノテアリマス

(南部委員) 始メ善意テ後チ悪意ト云フト三十年テ始メカラ起算スルノテアリマス

(栗塚委員) 善意ハ短イ悪意ハ長イト云フノテアリマス

(委員長) 権利者カラ言ヘハ長イ方ガ権利者ノ爲メテアロウ

(南部委員) 悪意善意ハ権利者ニ關係ハ御座イマセン

(箕作委員) 三十年ハ始メカラテナケレハイケマセン

(清岡委員) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第千四百七十九條朗讀ス

第千四百七十九條 性質上登記ヲ爲ス可キ正名義ニ基因シタル

時效ハ其名義ノ證書ヲ登記シタル後ニ非サレハ之ヲ算セス

(栗塚委員) 證書ノ字ヲ加ヘタハ苦シイカラテ御座イマス

(箕作委員) 名義ヲ登記スルコトモアロウ

(南部委員) 名義ノ證書トヤツテ仕舞ヒマシタ

(箕作委員) 證書ガナカツタラトウカ

(南部委員) ソレハ出來マスマイ

(栗塚委員) 名義ノ書イタコトヲ登記スルノテアリマス

(箕作委員) 金額ノ少ナイモノハ口上テモ良イダロウ

(栗塚委員) 登記後テ困ルテシヨウ

(箕作委員) スルト必ス方式契約見タ様ニナツテ證書ガナケレハ

ナラン様ニナリマシヨウ

民再十ノ三六

(南部委員) 其レハ仕方ガナイ

(清岡委員) 證書ト名義トハ違フ様ニ思ヒハセンカ此處テ名義ノ

證書ト云フハ良イコトハ良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第千四百八十條朗讀ス

本條ハ原案ニ決ス

于時午后四時閉會

Blank lined area for notes on the right page.

民法財産編自然義務ノ章再調査案議事筆記

Blank lined area for notes on the left page.

民法財産編自然義務ノ章再調査案議事筆記

明治二十一年十二月二十二日附録

(委員長) 始ノマシヨウ

別紙報告委員ヨリ提出ノ意見書

自然義務ニ關スル民法草案ノ條項

ヲ刪除スルノ建議ニ對スル意見

民法草案中自然義務ノ條項ヲ刪除スル建議案ヲ按スルニ其要旨ハ自然義務ト稱スルモノハ道德義務ト自然義務トヲ混合シテ一ノ自然義務ト爲シタルナリ然レトモ純粹道德ニ關スル義務ハ己ニ第三百十五條末項ニ明文アリテ固ヨリ法律ノ干涉セサル所ナリ確定判決及ヒ時効ノ利益ヲ得タル場合ニ於テ其利益ヲ拋棄シテ義務ヲ盡シタルモノハ自然義務ノ履行ニ非ラス純然法定上ノ義務ノ履行ナリ其法定上ノ義務ハ第二編第二部ニ明文アリテ更

ニ之レカ爲メニ規定ヲ爲スノ必要ナシ故ニ自然義務ノ條項ヲ刪
除ス可シト云フニ在リ今本員ニ於テ自然義務ノ條項ニ就キ審査
スルニ該條項ハ即チ確定裁判ノ力ニ因リ或ハ時効ニ因リ法定上
ノ義務ヲ免カレタルモ其良心上悟ル所アリ己レカ得タル利益ヲ
拋棄シ更ニ法定上ノ義務ヲ再生ス可キ場合ニ關シ規定シタル者
ニシテ建議者ノ所謂純然道德義務ノミニ關シ規定シタルヲ見ス
且此法律アルカ爲メニ實際上何等ノ障礙モ爲サス却テ法律上ノ
推定ヨリ生スル實際ノ弊害ヲ醫スルノ一方トナル可シ何トナレ
ハ確定裁判ト雖トモ必定誤リナシト謂フ可カラス又時効ヲ經過
シタルモ全ク義務ノ害キタルニ非ス畢竟訴訟ノ停止スルコトナ
キ弊害ヲ防クカ爲メニ已ムヲ得サルニ出テ此法律ヲ制定シタル
モノナリ是ヲ以テ法律上法定ノ義務ヲ免カレタルモ未タ自然義
務ナルモノアリテ存スルコトヲ明示スルハ最人世ニ有益ナリ要

民再十ノ三八

スルニ之ヲ刪除スルノ建議者ト雖モ其事實ナント云フニ非ラス
又其適用ヲ非難スルニモ非ラス只學術上自然義務ノ名稱如何ヲ
論スルニ外ナラス學術上ノ論議ハ姑ク置キ實際上有益ナル起案
者ノ原案ヲ採用アランコトヲ冀望ス

第五百八十六條朗讀ス

附錄 自然義務

第五百八十六條 自然義務ノ履行ハ訴ノ方法ニ依リテモ相殺ノ
排斥ニ依リテモ之ヲ要求スルコトヲ得ス其履行ハ債務者ノ任
意ナルコトヲ要シ法律ハ其道義心ニ委ス
又自然義務ハ第三者ヨリ債務者ノ名ヲ以テシ又ハ自己ノ名ヲ
以テ之ヲ辨濟スルコトヲ得

號外民法草案修正案

民法第二編第二部「附錄」ヲ「第四章」ト改ム

(理由) 第二編第一部住居權使用權ノ附録ヲ刪リタル理由ニ依ル

第五百八十六條第一項 「排斥」ヲ「抗辯」ト改ム

(理由) 前例ニ因リ修正シタリ

(栗塚委員) 二項ハ刪ルノテアリマス自然義務ハ起案者ノ意ハ自然義務ト云フ名ヲ付ケテ置イテ尋常ノ義務有ラユル場合ニ適用シテ參ツタ其レガ一體議場テ異議ノ起ツタ所以テアル自然義務ハ道義心ニ委シテ相手カラ訴ヘルコト出來ンテモ此方カラ任意ニ履行スルニ於テハ取戻スコトガ出來ンモノテアルカラソウ云フコトノ必要ナ科條ヲ五六條程殘セバ足ルコトダト云フノデ大概其處ニ論シ付ケルコトガ出來ルナラハ殊更ニ云フニ及バント云フ趣意デアリマス

(南部委員) ソレカラ第二項第一項ト低觸ト考ヘルナゼナレバ自

然義務ト云フモノハ道義心ニ委シテ債務者ノ任意ニ委スルトナツテ居ル任意ニスルヲ第三者ガアツテ債務者ノ心ヲ推量シテ金ヲ返シテ遣ルト云フ意ニ反シテモ自分ガ返スト其結果ハドウナルカト云フト返シタ者ニ對シテ債務者ハ矢張り自然義務ノ債務者ト爲ル然ルニ彼ノ者ニ對シテ流シコトダカラ返サナケレハナラントナルト法律ニ定メタ義務ノ様ニナリマスナゼナレバ自分ガ好キデ返スナラ第三者カラデモ第三者ガ返シタ時分ニハ不得心テモ第三者ニ返サナケレバナラン結果ニナルト法定ノ義務ト甲乙ガナクナルカラ不都合ダト云フハ段々其外ニ刪除論ノ說ノ人モ言ツテ居リマスタウトウモ不都合デアリマス

(松岡委員) ソレモ一場ノ問題ダガ抑々今日マテ何故遲延シタカト云フト全テ刪ルト云フ說ガアツテ其レカラ種々ニナリマシタガ其邊ハ最早良シイカ

(村田委員) 私ハ段々考ヘルニ成程佛蘭西方リニ自然義務ト云フノガアルノテ彼ノ國ノ學者モ定義ノ出來ンモノト云フ程テ爲メニ佛蘭西方リテモ紛々ト論ガアツテ自然義務ハ刪ルト云フ説モ分ツテ居ルガ自然ト云フコトヲ考ヘルト分ラン民法ハドウ云フモノカ一體民法ト云フモノハ人ノ即チ權利ヲ確メルト云フコトサヘ掲ゲレバ宜シイ例ヘハ斯ウ云フモノニ權利ガナイト云ヘハ權利ノナイ丈ケノ處分チスレハ即チ足りテ居ル處ガ其外ニ例ヘハ刑ナラ首級チ斬ツテ仕舞ヘハ流レタモノ又其先キニドウシナケレバナラント云フ様ナモノテ一體法律ニ掲ケナクツテモ宜シイト思ヒマス早ク言ヘハ是々チ飛フト金チ遣ルト約束スル處ガ其レテハ飛ヘカ吳レト云ツタモ往ク様ニ見ヘン第五百九十三條ニ第三者ノ所爲チ認諾スルト殆ントソウ云フモノテ自然義務テ勝手ニスルハ法律テ云フモノテ却テ掲ケテ置クト笑ヒ草ニナリマス

民再十ノ四〇

(栗塚委員) 法律テ制裁チ與ヘナイガ人ノ心テ出來タラバデス
(村田委員) 其レハ法律ニ因ルモノテハナイ早ク言ヘハ一家ノ事テアリマスカラ法律ニ掲ケナクツテモ宜シイ法律ハ其處マテ往クモノテハナカロウ
(栗塚委員) 法律テ詰リ返サセテ遣ルト云フコトハ言ヘナイ義務テアリマス
(村田委員) 是レ丈ケ無効ニナルカラ法律デシテハナラント謂ツタ上デ又返スナラ其人ガ返シタラトウシロト云フノハ入ラン話シデ切角法律ニ書上ケタ甲斐無クシテ、無効ダト定メテ其レカラシテ後チ又ハ遣ルナラ遣レト法律上認メテ遣ツテ權利チ付ケテ遣ル理窟テ其レハオカシイテハナイカ
(栗塚委員) 時効ト既判テ裁判官ガ間違ツテ事實私ガ勝テル筈ガナイニ貴君ガ負ケタト云フガ著シイ場合ハ此場合テアリマス

(村田委員) 裁判官が間違つた場合ハ幾箇モアリマス

(栗塚委員) 手ニ手ヲ盡シテ貴君ニ借リタニ違イナイ然シナカラ
貸シタ證據ガナイ爲メニ貴君ガ負ケマシタ處ガ固ヨリ借リタノダ
カラ返サナケレハナラン然シナガラ法律ガ何ケ月間ニ控訴セヨ何
日間ニ上告セヨ日限ガ切レタラ採リ上ケナイト云フカラ貴君ハ仕
方ナシニ負ケタケレトモ私モソレテ世ノ中ハ通レルガ私ガ心ニ濟
ンノテ貴君ニ借リタ物ヲ返サンカラソレテ貴君ハ訴訟ニ負ケタガ
實ハ借リタノダカラ返スト言フハ幾ラカ社會ノ人爲ノ不良ヲ改良
スルニ足ルテシヨウ、ソレノアツタトキニ何ノ義務ト名付ケルカ
名ハ不完全ノ義務テモ宜シイ

(村田委員) 法律ニ掲ケナクツテモ宜シイ

(栗塚委員) 事柄ハ有ルカ無イカナレハ有ルノテシヨウ

(村田委員) 自分テ金ヲ構ヘ突込ム者サヘアルカラネ

(栗塚委員) ソウ云フ危妙者モアルカラト云フノテス

(村田委員) 法律カラ云フト極端ニ趨ルノテス

(栗塚委員) 時効ト云フハ種カナランモノト思フ、ケレトモ五ケ
年経タラ返シタモノト法律上推測スルゾヨ又賣掛ケ代金ハ壹年テ
ドウナルト云フコトニナツテ居ルダカラ裁判所ヘ向ツテハ時効ガ
アルト謂ヘハ一言モナイケレトモ時効ヲ申立ツタモノガ兎モ角モ
私ガ恩ニナツタ金ダカラ返ソウト云フトキハ返シテ宜シイ其レヲ
見テ居ルノテス

(村田委員) ソウスルト法律ガ一遍往カント云フ奴ヲ取上ケル様
ニナルト法律ノ義務ニ悖ル様ニナル

(栗塚委員) 一遍訴權ヲ與ヘナカツタガ彼ノ爲メニ然シ社會ノ秩
序ハ亂サンノテアリマス

(村田委員) 充分上告マテ往クカラ其上大審院ト云フモノガアル

其レテ濟ンタモノハ仕方ガナイ其レガ生き回ツテ來テ上告マテ往
クコトニナルノハオカシイテハナイカ

(栗塚委員) 社會ノ秩序ヲ維持シテ往クノハ裁判確定シタモノハ
動かセンノハ社會秩序ニ關スルカラテアルケレトモ一私人ノ利益
ヲ保護スル爲メノ法律ダカラ自カラ義務ヲ認メル人ガアツタラ遣
ツ宜シイ

(村田委員) 履行ハ御互イ同士テ宜シイ法律ニ據ケンバ裁判上ノ
力ヲ持タセナケレハナイカラ之ハオカシイ

(栗塚委員) 然シナカラ何處ニモアリマス

(村田委員) 英吉利ニハアリマセン大審院ノ判決ト云フモノハ確
言シテ動かンモノテアリマス其レチハ又起ツテ來ルテアリマス

(栗塚委員) 前ノ裁判ハ確定シテ居ルノテ其レガ起ルノテハアリ
マセン

民再十ノ四二

(村田委員) 前ニ無イト謂フモノガ有ルトナルコトテシヨウ錯誤
ガアルトカ承諾上ニ瑕疵ガアルカラ法律上認メナイカラ役ニ立タ
ントナルノテ其レチ一方テ私ガ悪イカラ拂ヒマシヨウト云フト又
持出スト云フノハオカシイ全テ新規別ニ證文ヲ作ルト云フナラ當
リ前法定義務テ違ツテ良イタロウ必スシモ妙ナモノテ爲メニ紛々
ト論ガ起ツテ居ルモノチ其レチ日本テ置クト云フノハ分ラン

(栗塚委員) 分ラント云フノハ一ニ學者ノ説テ御座イマス

(村田委員) 自然義務ト云フモノハ世界ニ法律ノナイ時分ノ話シ
テアリマス法律ガアツテ見レハ自然法ナド、云フコトハ入りマセ
ン

(松岡委員) 自然法ノ論ハ暫ク置イテ良カロウ

(村田委員) ナケレハ差支ルト云フナラ格別ダガ法律テ悉皆往ク
ノテアリマス

(南部委員) 往カン處モアル

(村田委員) 私ハ刪ツテ差支ガナイト思フ第一佛蘭西當リテモ困ツテ居ル

(南部委員) 實際ハ差支ガナイ

(栗塚委員) 現存不完全ノ法律トシテアルソウテス

(村田委員) 不完全ナラ宜シイ

(栗塚委員) ソンナラ名ガ悪イト云フ論テ事柄タルヤ概判中トカ時効ニ罹ツタモノトカ云フノテアリマスカラ名ノ悪イト云フ論ハ別テス

(清岡委員) 大體人モ言ツテ書盡シテ居ルノダカラ委員長カラ意見モ出シテアル位ダカラ此處テ云フニハ及ハン論シテモ詰リ辯論ヲ消ス丈ケタカラ大體テ決スルコトニシマシヨウ

(南部委員) 其レテ宜シイ

民再十ノ四三

(松岡委員) 其レテハ新規ノ論ナラ言フガ私ハ自然義務ハ悪イト思イマス兎モ角モ自然ダノ天然ダノト云フト兎角徳義ト區別ガ分ラン其レ故事口分ランナリニモ響キノナイ様ニ不完全義務トカ不充分ノ義務トカ云フ字ニ替ヘテ貰イタイ題號ヲソウ替ヘテソウシテ中ノモノハ刪除スル處ハ建議モアル又私ノ考ヘモアルガ存廢ト云ヘハ兎モ角モ置クカ良イ

(委員長) 置クカ置カンカ定ノマシヨウ

(清岡委員) 私ナドハ刪ル方ダ

(北島委員) 私ナドハ置ク方ノ論ダ

(委員長) 村田サンハトウテスカ

(村田委員) 私ハ刪ル方テス

(箕作委員) 私ハ簡短ニ申シマスガ原案者ニ對シテ刪ツテモ良イトハ思ハン起案者ハ民法全體ニ斯ウ云フモノモアル積リテ規定シ

又古來慣習ニ背イテモナイカラ置クノハ差支ナイタロウト云フ淡
白ナ主意テアリマス

(大尾崎委員) 私ハ置ク方テアリマス最モ條款ハ刪ツテ宜シイ

(委員長) 置クナラ置クトシテ表題ハナント遺ルカ

(栗塚委員) 元口符調テ御座イマスカラドウ云フ符調ヲ付ケテモ
宜シイ種カナ符調ヲ付ケタイ何レカ種テアルカ否ヤト云フト天然
ノ字ガ自然トナツタノテ初メハ天然トアツタノテアリマス自然ト
云フノハナセカト云フト法定テナイト云フノテ法律ヲ認メテ居ル
義務テナイ人ガ任意ニ履行シタ上ノ義務ニナルト云フノテアリマ
ス

(松岡委員) 講釋ヲシテ付ケルノタカ自然ト云フハソウ云意見ハ
ナイ自然義務ト云フト天然自然備ツタ義務テ免カレント見ルカ又
ハ見様ニ因ルト天然義務モ自然義務ト同シテ道德上ノ義務ト云フ

論モ出ル私ハ不完全ノ義務トテモ云フ様ナ名ガ良イト思フ畢竟其
字義理テモノヲ分ケルコトナレトモ呼出し題號ノ處ハ義務ダカラ
義務ト云フモノハドウ云フ義務カト云フト定見ノシタ處テハ法律
上テ御座ルトカナイトカ云フ位ナモノテ天然或ハ自然ノ義務ト云
フト強イモノニ聞ヘルカラ寧ロ充分法律ヲ以テ強制スルコトノ出
來ンモノテ不完全ノ義務トテモ云フ方ガ稍々當レリト思ヒマス

(箕作委員) 私ハ自然テモ天然テモ宜シイ不完全義務ト云ツテモ
矢張り分ラン法定ノ反對テ果實ノ處テモ一ハ法律ノ果實一ハ自然
ノ果實ト云フスルト矢張り法律テ受タルモノテハナイ違クカラ起
ルノテアリマスカラ矢張り天然ト云ツテモ差支ハナイ

(松岡委員) 不完全ト云フ言葉ハ良イノテハナイガ天然ト云フト
外々ノ疑ヒモ起ルカラ其レヨリモ不完全トテモ言ヘハ一種別ノモ
ノト云フコトニ見テ判事ガ意味ヲ狭ク取ル様ニナロウ

(箕作委員) 法定テナイ義務トスレハ一番良シイ

(栗塚委員) 左様テス

(南部委員) 法定ニ非サル義務ト云ヘハ矢張り自然義務テアリマ

ス

(箕作委員) 左スレハ矢張り自然義務テ良イト思フ

(栗塚委員) 獨逸テハ何ント云フ字テスカ

(箕作委員) 不完全ト云フ字テシヨウ

(栗塚委員) 説明シハ其レテ分ルガ表題ハ兎モ角モ一番種カナノ

ハ自然義務ト云フノカ良シイ

(委員長) 酷トイコトモアリマスマイ多數決テヨカロウトウテス

カ

(村田委員) 名テモ替ヘテ置キタイ

(松岡委員) 自然義務トカ道德ノ義務トカ妙ナモノトモ付クマイ

又義務ト云フ字ハ縱令自然カラ出ル天然カラ出ルト云フト法定義務法定ノ果實天然ノ果實同シ様ニナル嫌ガアリマス

(村田委員) 天然ノ果實ト譯ケガ違フガ果實ヲ云フノダカラ天然

ノ果實ト云ヘハ地面カラ出ルノテ之ハ地面カラ出ルノテハナイカ

ラ法定ノ果實ハ例ヘハ利息トカ家賃トカ云フモノテ之ハ仕方ガナ

イ

(大尾崎委員) 之ハ何處カラ出ルト云ヘハ良心カラ出ルノダカラ

自然義務テ良シイ題目ニ於テ不完全義務トナケレハナランコトハ

ナイ

(委員長) 不完全ト云フ字ガ獨乙ニアレハ良イカハ知レマセンカ

不完全テハアリマスマイ法律ニ定メタコトテナクツテモ天帶即ゴ

ツトカラ見ルト完然ノ義務カモ知レマセン

(箕作委員) 法定ニアラサルハ矢張り自然トカ天然トカ云フノテ

シヨウ

(松岡委員) 義務ト云フ字ハトウカ權利ト向ヒ合セテ此方ニ權利ガアレハ向フニ義務ガアルト見ナケレハナリマセン此ハ權利ハナイノテアリマスカラ義務ト云フ字ヲ何ンテモナイト見レハ宜シイガ苟モ義務ハ權利ニ對持シテ居ル字テアリマス

(大尾崎委員) 向フニ權利ガアルノテ法律テ訴ヘラレナイガ權利ガアルカラ此方ニ義務ガ生スルノテ義務ガナイトハ言ハレナイ

(栗塚委員) 自然權利ガ一方ニアルノテアリマス只訴ヘタ時ハ時効ガ過キテ居ルカラ往カン方式ニ背クカラ往カント裁判官ガ云フカラ餘義ナク權ヲ伸スコトハ出來ンガ自然權ハアルト言ハナケレハナリマセン即チ不完全ノ權利ガアルト言ハナケレハナリマセン
(清岡委員) 分ラン、法律ニ道德ヤ自然ノモノチ存シテハテ字ガ悪イナドイウノハイカン

民再十ノ四六

(栗塚委員) 其レハ一概ノ論テス

(松岡委員) 其様ニ云フト壹字壹句モ動カサン方ガ良シイガソウハ往カン頻リニ維持説ガ多イラシイ平日ノ例ト言ツテモ良シ又ソウ云フ宿弊ト言ツテモ良シ「ボアソナード」ガ不完全義務ト書イテ居ツタラ諸君モ満足スルニ違イナイ自然義務ト云ヒ或ハ天然義務ト云フノハトウモ民法ニ因ルト義務ト云フハ權利ニ對抗スル様ニ讀ムノテス

(村田委員) 自然ト云フノガ悪イノテアリマス

(箕作委員) 其レテハ義務ガ悪イト云ハナケレハナリマセン

(委員長) 村田サン感服スル様ニ新發明チ言ツテハドウカ

(村田委員) 不完全義務ト云ヘハ良シイ自然チ付ケルトオカシイ

(松岡委員) 不完全ト云ヘハ區別ガ出來マス

(委員長) 不完全テモ義務ガアレハ不完全ナカラ權利ガナケレハ

ナラン同シダロウ

(松岡委員) 上カ不完全トナレバ權利ガ來テモ不完全權利トナリ
マス自然ノ義務自然ノ義務ト云フノハオカシイ其レハ對抗テ御座
イマスカラ格別ハアリマセン自然ト云フノト不完全ト云フノハ議
論ガ少シ違イマス

(箕作委員) 違イマスマイト思フ

(委員長) ナゼ貴君方ハ不完全ト云フカ

(松岡委員) 充分ナル權利ヲ以テ占メラレナイカラテアリマス

(委員長) 義務ヲ盡スニ不完全ノ義務ト云フハ困ル

(松岡委員) 義務ハ權利ト對持シタ言葉テアリマス自分ガスルヲ
勝手ノ義務ト云フノテハナイ

(委員長) 人モ云フ自分モ言フノテス

(松岡委員) 元トノ起リハ權利ノ爲メ縛ハル、ヲ義務トシタ後チ

ニ行フ時義務ト云フガ起リハ權利ガアツテ縛ハルモノヲ義務ト云
フノテアリマス

(委員長) 不完全ニ縛バルコトダカラ不完全ノ義務ト云フノテハ
ナイ縛ハル方ハ不完全テモ義務ハ完全ノ義務ヲ盡スダロウ

(栗塚委員) 裁判上貰フコトノ出來ナイ繩ト云フノテアリマス裁
判上テ係ルコトハ出來ン繩テアツテ實ハ繩テアリマス繩ニハ違イ
裁判所へ往ツテ貰フコトノ出來ナイ繩テアリマス

(松岡委員) 名付ケテ不完全繩、其レハ裁判所カラ貰ハナイカラ
不完全ト云フト通語テアリマス

(栗塚委員) 趣意ハ同シテアリマスガ不完全ト言ツテモ裁判所へ
往ツテ貰フコトノ出來ナイ繩テアリマス

(松岡委員) 原案ニ書カレタガ因果テ如何様トモテス

(栗塚委員) 法律ニ於テ制裁ヲ與へサル義務テアリマス

(委員長) 何方カ定メテ往カウテハナイカ

(清岡委員) 不完全義務ト云ツテハ分ラン自然義務ニ存シテ置キ
マシヨウ

(委員長) ソレテハ自然ト義務トシテ置キマス「排斥」ハ「抗辯
」トナルノカ

(栗塚委員) 左様テス

(松岡委員) 排斥ト云フハ一體又ハ抗辯ノ方法ト直サント悪イ

(栗塚委員) 左様テス

(笑作委員) 相殺ト云フノハ悪イ

(松岡委員) 相殺モ抗辯ノ方ヘ往クノテシヨウ

(委員長) 訴ノ方法ニ因ルト前ニアル

(笑作委員) 相殺ノコトハ主ニシテ見セタノテスネ

(栗塚委員) 左様テス私ハ御前ニ金ガ貸シテアル十二三ノ時ニ貸

シテアルト云フノテス

(笑作委員) 言詰メレハダガ抗辯ト云フ中ニ主トシテ此事ヲ言
フノテス

(松岡委員) 良カロウ

(栗塚委員) 及ヒ良心ニ委ステス

(松岡委員) 良心一ツテ良カロウ

(清岡委員) 良カロウ

(栗塚委員) 良心ニ委スト致シテ置キマシヨウ二項ハ删除テス

(松岡委員) 良シイ

(委員長) 良シイ

本條ハ「道義心ニ委ス」ヲ「良心ニ委ス」ニ改メ第二項ハ刪
除其他修正ニ決ス

第五百八十七條朗讀ス

第五百八十七條 債務者又ハ第三者ノ任意ノ辨濟又ハ供與ハ不當ノ辨濟ナリトシテ之ヲ取戻スコトヲ得ス

自然義務ヲ辨濟シタル意思ノ證據カ事情ヨリ生スルニ於テハ辨濟ノ原因ヲ明示センコトヲ必要トセス

修正案

第五百八十七條第一項「又ハ供與」ノ四字ヲ刪ル

同條第二項「明示センコトヲ必要トセス」ヲ「明示スルコトヲ必要トセス」ト改ム

（理由）第一項刪除ノ文字ハ辨濟ト同様ノ意味ナルヲ以テ刪除シタリ其他明了ナラシムル爲メ修正シタリ

（栗塚委員） 又ハ第三者ト云フヲ刪ツテソレカラ明示スルコトヲ要スト爲リソレカラ「供與」ヲ刪リマス

（松岡委員） 二項目ハ何ソノ爲メニ書イタカ

民再十ノ四九

（南部委員） 辨濟ノ原因ヲ言ハナクテモ良イト云フノテス

（松岡委員） 受取ツタ人カラ云フノテシヨウ、證據法ノ話シテシヨウ

（南部委員） 前ニ少シ關係ガアリマスカラテスナゼナラバ任意ノ辨濟ト云フノガ不當ノ辨濟不當ノ原因ト云フニ關係ガアルカラテス

（松岡委員） 不當ノ辨濟ハ證明シナケレハナラン證明ガ出來レハ其レハ消ヘルダロウ

（委員長） 證明スルコトヲ必要トセンノタカラ

（松岡委員） 必要トスル、セズハ誰レガ明示スルノカ債權者ガスルノテナゼナレハ取戻シニ往ツテ不當ト云フト不當ト云フ人ガ證明シナケレハナラン證明シナケレハ取ルコトハ出來ン

（村田委員） 分ツタコトテス

(松岡委員) 餘計ナコトダ不當ニ辨濟シテ置キ取戻ソウト云フ人
 ハ取戻ス丈ケノ筋ヲ證明スルハ當然ナ譯ケテス
 (栗塚委員) 前項ガ主テスカラ無クツテモ良シイ
 (清岡委員) 明示ハ誰レカ
 (松岡委員) 受取ツテ居ル人ガデアリマス
 (大尾崎委員) 二項ハ必要ガナイ
 (村田委員) 二項ハ刪ツテ宜シイ
 (委員長) 債權者デアリマスカネ債務者テハナイカ
 (松岡委員) 論理ガソウナルノガ順デアリマス不當ニ辨濟シタラ
 取戻セン併シ斯ウ云フ證據ガアレハ取戻セルト云フ順デアリマス
 (南部委員) 取戻シニ係ツタ時辨濟ノ原因ヲ明示スルノハ一體債
 權者ノ責ダロウ
 (松岡委員) 元トノ通りニ書イタラ權利ガアルト主張シタラ斯ウ

民再十ノ五〇

譯ケト向フガ證明シナケレハナラン
 (南部委員) 取戻ソウト云フハ證明シナケレハナラン併シナカラ
 辨濟ノ原因ヲ明示シナクツテモ良イト云フノデアリマス
 (松岡委員) ソレテハ債務者カ
 (南部委員) ソウテス
 (松岡委員) ソレテハ上ガ分ラン
 (南部委員) 一體ハ原告ガ證明シナケレハナランテシヨウ
 (栗塚委員) 自然義務ヲ辨濟シタラ辨濟ノ原因ヲ債務者ガ言ノニ
 ハ及ハン即チ恩借テアツタカラト云フニハ及ハント云フノデアリ
 マス
 (南部委員) 任意ニ辨濟シタト債務者ガ證據立テシナケレハナラ
 ン
 (栗塚委員) 其處テハナイ辨濟ノ原因ヲ明示スルコトヲ必要トセ

スハ子供ノ時分ニ借用シタトカ或ハ借用金テアツタトカ云フニハ
及ハンナゼナレバ天然ノ義務ヲ辨済スル意思ガ分ツテ居タラ證據
ヲ明示スルニハ及ハント云フ話シテアリマス

(南部委員) 自然義務ヲ取戻ソウト云フノハ取戻スコトハ出來ン
ダロウ、ダカラ辨済シタモノハ自然義務テナイト云ツテ取戻シ請
求シナケレハナラン自然義務テナイト云フコトヲ原因ヲ別段證明
シナクツテモ良イト云フノテス

(松岡委員) ナンノコトダカ分ラン

(栗塚委員) 不當ノ辨済ト云ツテ取戻スコトハ出來ン、スレハ原
因ヲ書イテ置カナケレハナランカナラ事情ガ分ツタラ書イテ置ク
ニ及ハント云フノテアリマス

(清岡委員) ソウダロウ

(南部委員) 辨済シタ證據ガアルナラ辨済ノ原因ヲ證明シナクツ

テモ良イト云フノテアリマス

(村田委員) 辨済シタルテハ既ニシタコトニナルカラ悪イ

(栗塚委員) ナゼナレバ南部サンノ云フ通り取戻シノ場合ヲ想像
シテアリマス

(南部委員) 辨済シテ居ル證據カ最初カラ顯レタラ別ニ辨済ノ原
因ガ箇様ナ譯ケテ自然義務ヲ盡シタト云フコトヲ證明シナクツテ
モ良イト云フノテアリマス

(清岡委員) ソレテハ分ラン

(栗塚委員) 一項二項ノ考ヘハ不當ノ辨済ナラ取戻スコトカ出來
ルト云フカラ其レテ天然義務ヲ盡シタトキハ不當辨済ト共ニ出來
ルト思フト往カンカラ前項テ出來ント云ツタ、スレハ自然義務テ
御座ルト證文中ニナケレバナランカト云フニソナコトハ言ハナ
クツテモ良イト云フノテアリマス

(北島委員) ソレニシテモ入りマセン

(大尾崎委員) 二項ハ入りマセン之ガアルト却ツテ迷チ生シマス

(榎村委員) 自然義務テナイト云フコトヲ以テ取戻スカ

(栗塚委員) 自然義務ト書イテ置カナケレハナランカト云フニ書

イテ置クニハ及ハント云フ丈ケテアリマス

(箕作委員) 債權者ヲ保護シタノテシヨウ

(栗塚委員) 左様テス

(松岡委員) 削除スレハ明瞭テアリマス

(北島委員) 削除シマシヨウ

(栗塚委員) 二項ハ削除テ宜シイ

(村田委員) 刪リマシヨウ

(委員長) 宜シイ

本條ハ第一項修正ニ決シ第二項ハ削除ニ決ス

于時正午十二時休憩

午後一時二十分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

第五百八十八條朗讀ス

第五百八十八條 自然義務ハ債務者ノ明白ナル認定、第三者ノ保證、債務者若クハ第三者ノ爲セル更改又ハ動産質若クハ抵當ノ供與ノ目的タルコトヲ得此諸種ノ場合ニ於テ自然義務ハ通常ノ法定ノ效力ヲ生ス

修正案

第五百八十八條第一項 「認定」ヲ「追認」ト改ム

(理由) 原文ニ基キ修正シタリ但此次條以下認定トアルハ總テ「追認」ト改ム

(栗塚委員) 追認定ヲ追認ト改ノマスソレカラ此ト云フ字ヲ右ト

改ノマス

(村田委員) 動産質ハカリ云フガ不動産質モ道入ラナケレハナリ
マセン

(南部委員) 入レナケレハナリマセン

(松岡委員) 之ハ第三者ヲ保證ニ立ツル方カ

(栗塚委員) 左様テス實ハ自然義務ハ追認保證更改質若クハ擔當
ノ目的テ良イノテアリマス

(南部委員) 其方ガ宜シイ

(栗塚委員) 自然義務ハ追認保證更改自然義務ヲ貴君ニ對シテ持
ツテ居ルスルト南部サンガ保證ニ立ツテ呉レルト云フノテアリマ
ス

(村田委員) 第三者ノ爲メ誰カ保證シテヤルト云フノダロウ

(栗塚委員) 左様テス

民再十ノ五三

(松岡委員) 保證ト云フノハ人ラン後追認カ更改スルカテス

(栗塚委員) 報告委員テ致スヘキガ相當カハ知レマセンガ追認シ
タル自然義務更改シタル自然義務又ハ擔保シタル通常法定ノ效力
ヲ生ストシテハトウカ

(南部委員) 是レテ宜シイ

(栗塚委員) 保證ハ御側リニナル方ガ宜シイ

(村田委員) 明白ナルハ側ツテ宜シイ

(清岡委員) 自然義務ガ本義務ニ更改スルト云フノタロウ

(松岡委員) 賣上代金ガ貸金ニナルト云フコトヲ云フノテアリマ
ス

(南部委員) 賣上代金ガ自然義務テアツタノテ貸金ニスル時分法
定ノ義務ニスルコトカ出來ルト云フノテス

(清岡委員) ソレハ元ト法定ノ義務テス

(松岡委員) 法定ノ義務テアツテ訴訟ヲ負ケテ私ハ時効ニ係ツタ
ト云フト法定ノ義務ハ消ヘタノテソレチ賣上代金ヲ貸金トカ云フ
コトニ更改ト云フノテアリマス
(清岡委員) 自然義務ハ良心ニ任カシテ仕舞ウノタカラ更改セス
ト云フコトハナイ
(南部委員) 元ト賣上代金テアツテ期限ガ短イカラ出訴期限ガ切
レタソレチ貸金證書ニシタノダ
(清岡委員) ソウスレハ賣上代金テハナイモノテス
(南部委員) ナイケレトモ自然義務ガアルダロウ
(清岡委員) 貸金ニスルノハ即チ法定義務ニスルカラ自然義務チ
法定義務ニ更改スルト云フナラ宜シイ
(南部委員) ソレハ末項ニアリマス、ソウ云フト追認ト云フコト
ハ入ラン

民再十ノ五四

(清岡委員) 追認ナラ良イガ更改ト云フト改マルトナルカラテス
(南部委員) 更改テ宜シイ即チ期限ノ切レタモノチ貸金ニシタノ
テアリマス
(清岡委員) ソレテハ更改テナイ天然義務チ拵ヘルニナルノテソ
レダカラ自然義務チ更改シテ法定義務ニナルノテス
(南部委員) ソレハイカン
(松岡委員) 賣上代金テ出訴シタガ負ケタノテ時効テモ又ハ證據
チ舉ケルコトガ不充分テ負ケタトシテモ宜シイ義務者ハ免レタケ
レトモ良心ニ於テ彼レハトウモ良クナイト思ヒ貸金トシテ年賦ニ
シテ貰ウノテアリマス
(清岡委員) 其レハ更ニ拵ヘルノテス
(南部委員) ケレトモ新タニ出來タノテハアリマセン
(清岡委員) 改ノテ貸金ニシタノテス

(松岡委員) 元ト賣揚代金ヲ改メタハ更改テス其レガ今度ハ法定ノ義務ノ效力ヲ生スルノテアリマス

(清岡委員) 自然義務ヲ新タニ法定ノ義務ニ替ヘルナラ宜シイ

(南部委員) 賣揚代金自然義務ト云フコトガ何レニナツタカ即チ貸金ノ自然義務ニナツタノテ其レハ何ニカ法定義務ニナルト云フノテアリマス

(北島委員) コウヤツテ置ケハ宜シイ

(南部委員) 抵當ノ目的ハオカシイ

(栗塚委員) 質ノ目的トヤルカ

(箕作委員) 自然義務ヲ質ヤ擔保ヲ以テト云フノテシヨウ

(栗塚委員) 左様テス

(清岡委員) 目的タルコトヲ得ト云フノハオカシイ

(栗塚委員) 自然義務ハ之ヲ追認シ更改シ又ハ質若クハ擔保スル

民再十ノ五五

コトヲ得ト云フコトテス

(清岡委員) 追認シ更改スルカラ效力ヲ生スルノタロウ

(南部委員) 矢張り其レテ宜シイ

(村田委員) 債務者ハアル方ガ宜シイ

(松岡委員) アル方ガ宜シイ

(南部委員) 債務者ハナイ方ガ宜シイ

(箕作委員) 債務者ハ刪リマシヨウ

(栗塚委員) 之ヲ追認シ更改シ又ハ質若クハ抵當ヲ以テ擔保スルコトヲ得トヤツテモ差支ハアリマスマイガ自然義務ハ追認更改又ハ質若クハ抵當ノ供與ノ目的タルコトヲ得ト致シマシヨウ

(箕作委員) 宜シイ

(北島委員) 宜シイ

本條ハ第一項「自然義務ハ追認更改又ハ質若クハ抵當ノ供與ノ

目的タルコトヲ得」ト改メ第二項「此」ヲ「右」ト改メ其他原
案ニ決ス

第五百八十九條朗讀ス

第五百八十九條 第三者カ債務者ノ代理ノ委任ヲ受ケスシテ自
然義務ノ履行、更改又ハ擔保ヲ爲シタルトキハ債務者ハ其償
還ニ付テハ自然義務ノミチ負擔ス

(栗塚委員) 此條ハ全條ノ刪除ノ建議ヲ致シマス

(箕作委員) 前チ刪ツタカラ止ムヲ得ンコト結果テアリマス

本條ハ刪除ニ決ス

第五百九十條朗讀ス

第五百九十條 自然義務ノ任意履行、更改、認定又ハ擔保ハ讓
渡ヲ爲シ又ハ義務ヲ負擔スルノ能力アル人ニ出ツルニ非サレ
ハ其效ナシ

(栗塚委員) 認定ハ追認トナル丈ケテ御座イマス

(清岡委員) 之ハ置カナケレハナランカ

(栗塚委員) 必要トモ思ヘマセン

(清岡委員) 刪ツテモ宜シイ無益テアリマス

(大尾崎委員) 刪ツテモ宜シイ

(松岡委員) 之ハ刪リマシヨウ

(村田委員) 刪ツテ宜シイ

本條ハ刪除ニ決ス

第五百九十一條朗讀ス

第五百九十一條 自然義務ハ法定ノ承諾ヲ阻却スル錯誤ノ爲メ
目的ノ指定ノ欠缺若クハ不足ノ爲メ又ハ必要ナル公式ノ欠缺
ノ爲メ根源無効ナル契約ヨリ生スルコトヲ得

然レトモ方式ノ欠缺ノ爲メ無効ナル生贈ニ關シテハ生贈者自

ラ自然義務ノ履行又ハ認定ヲ爲スコトヲ得ス其相續人又ハ承
接人ノミ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ方式上無効ナル遺言ヲ爲セル者ノ相續人ニ之ヲ
適用ス

修正

第五百九十一條第一項 「根源」ノ二字ヲ刪リ「契約」ヲ「
合意」ト改ム

同條第二項 「生贈」ハ共ニ「贈與」ト改メ「承接人」ハ「
承繼人」ト改ム

(理由)前例ニ因リテ修正シタリ

次條以下契約トアルハ總テ「合意」ト改メタリ

(委員長) 認定ハ追認テスカ

(栗塚委員) 左様テス契約ハ合意トナリマス

(清岡委員) 無効ナル合意ヨリ生スト云フノハ讀ミ悪イ

(箕作委員) 無効ニスルハ誰レノ爲メニ利益カナラ承繼人ヤ相續
人ノ爲メニスルノダカラ其無効ガ追認スルトカ云フノハ向フテ利
益ヲ受ク様ト云フ人テナケレハ無効モ出來ント云フノテシヨウ

(栗塚委員) 左様テス

(松岡委員) 既ニ贈與シタル後チハト云フ意味ダロウヨリト云フ
ノハ分リ悪イ

(栗塚委員) 合意ノ中カラ出ルノテス

(箕作委員) 自然義務ハ合意カラ生スト合意ハ原因ニナルノテス

(栗塚委員) 左様テス

(村田委員) 其合意ハ無効トスルケレトモ自然義務ハ生スルト云
フノテシヨウ

(松岡委員) 無効ナル合意ヨリト云フノハ分リ悪イ

(箕作委員) 法律上合意ハ無効ダケレトモ其者カラ自然義務ガ生
スルト云フノテス

(清岡委員) 時効テモ何ンテモ皆ナ無効ニナル合意ダロウ

(松岡委員) 此處ハ合意ガ元來無効テモ其レテモト云フノテス

(清岡委員) 生スルト云フノハオカシイ

(松岡委員) 合意ヨリ生スト直接ニ云フト工合ガ悪イ

(清岡委員) 譯ケガ分ラン

(松岡委員) 私ノ考ヘテハ此條ダノ時効ヲ經タモノト云フノハ一
番肝要ダト思フ、法定ノ承諾云々無効ナル合意ハ自然義務ヲ生ス
ルコトヲ得トシテハトウカ

(栗塚委員) ソウシテモ宜シイ

(箕作委員) 合意ト云フノチ一格ニシテモ宜シイ

(栗塚委員) 自然義務ハト言ツテ合意ハ法定義務ヲ生スルト云フ

民再十ノ五八

ノテアリマス

(榎村委員) 之ヲ置クト云フノハオカシイ

(南部委員) 合意ニ付キ生スルコトヲ得カ

(箕作委員) 三項ハ相續人計リテ良イ承繼人ハ入りマセン

(委員長) 合意モトヤツテハトウカ、法定ハ無効テアルガ自然義
務ハ出ルト譯ケニシタラ松岡サンノ趣意ニモ叶フダロウ

(松岡委員) 宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 當然無効トナルモノテモ合意カラテモノダ

(箕作委員) 有效ナル合意カラ素ヨリ生スルカ

(清岡委員) 合意ヨリ生スルト云フモ原案通りテ宜シイ

(村田委員) 原案通りガ宜シイ終リハ相續人計リテナケレハナラ
ント見ヘルドウ云フモノカ遺囑ノ贈遺ハ詰リ遺贈者ガ死ンテナケ
レハ効ヲ生シナイ

- (笑作委員) 包括名義ノ承繼人ハドウカ
- (村田委員) 遺贈者ハ素ヨリ出來ンガ贈遺ヲ受ケタモノハ連帶ノ爲メチ以テ遺ルノテアリマスカラドウモ相續人計リテナケレハナラン
- (松岡委員) 二三項ハ入ラン之ヲ言フト法定義務ト替ラン様ニナリマス
- (南部委員) 二項ハ必要テス
- (村田委員) 二項ハ在ツテモ宜シイガ三項ハ入ラン
- (榎村委員) 贈與者ハ生キテ居ルノカ
- (笑作委員) 左様テス從令ハ甲ガ一人アル財産チ半分残りナケレハナランカ併シナカラ私生キテ居ル内ハ甲ハ半分殘スチ皆大尾崎サンニ全部贈與シタ其時分方式ニ缺ケタカラ無効ト相續人カラ言フノテス

民再十ノ五九

- (松岡委員) 可笑シイ
- (村田委員) 文字ノ書キ方ノ悪ルイハカリテハイカン
- (栗塚委員) 然レトモ無効ニナランゾヨト云ヘハ良イノテ御座イマス
- (松岡委員) ソレナラハ宜シイ
- (清岡委員) 方式チ缺イタトカ第三者ガ無効ノコトチ云フハトウカ
- (大尾崎委員) 第三者ノ場合テハナイ
- (笑作委員) 前ノ錯誤トカ爰フノハ契約上疏漏ナコトチ御座イマス
- (栗塚委員) 贈與テハ前ニ申シマシタテシヨウ贈與テ必要ナル公式ノ欠缺ノ爲メト云フハ當リ前ノ合意ソレカラ贈與テハ無効ナル贈與テトウ云フ爲メナレハ式ニ背クカラテアリマス

(委員長) 式ハ前項ニ云フ必要ナル公式ノ欠缺ト云フノミチ云フ
ノカ若クハ不定ノ爲メハ云ハンノカ

(栗塚委員) ソレモ申サナケレハナリマセン

(委員長) ソレテハ公式ト云フノハ方式トハ違ウ

(南部委員) 一項ハ重モニ合意ノ處ノ契約篇ノ初メニアツタノチ
捕マンダノニテ専ラ贈與ニ關シテハ方式ガアツテ何分一テナケレ
ハナラント云方式カアリマスカラ二項ハ其コト丈ケテアリマス

(委員長) ソレテハ前項ノ丈ケテハイカン

(栗塚委員) 左様テス

(清岡委員) 前項ノハ必要ナル公式ガ缺ケテ居ツテモ出來下ハ方
式ガ缺ケテ居ツテハ出來ント云フノテアリマス

(南部委員) ソレハ贈與ニ付テ出來ンノテアリマス

(清岡委員) 第三者ガ苦情チ云ツテ來タラ出來ハセン

(南部委員) 自然義務ハ差支ナイ出來ルノテアリマス

(松岡委員) 一項ハ從令ハ不動産ノ用方ノ云々不動産ニ向ツテ方
式ガ缺ケテ居ツテハイカンガ自然義務ハ出來ルノテアリマス

(委員長) 方式ガ缺ケテハ自然義務モ出來ンノダロウ

(南部委員) 自然義務ハ宜シイ履行追認ガ行カンノテアリマス

(委員長) 自然義務ハ成立タン

(南部委員) 法定ノ義務ニナランノテアリマス

(委員長) 出來ン譯ガ出來テ居ノテス

(村田委員) 履行追認ガ出來ント自然義務ハ出來マセン

(南部委員) 二項ハ自然義務ハアルノテ追認ガ出來ルノテアリマ
ス

(松岡委員) ソレハイカン

(南部委員) 五百九十條ハ何トアルカ是レ丈ケノ人ガ出來ルト自

然義務が出来ルト云フノテアリマス

(村田委員) ト云フノハ贈與ハ元ト無償名義テ宜シイソレチ只呉レルナラ方式ナトハ缺ケル氣遣ハナイ

(南部委員) ソレテ然レトモガアルノテス

(清岡委員) 然レトモ合意カラ生スルコトハ出来ルカ履行ハ出来ント云フノカソウハイケマスマイ

(松岡委員) 生スルコトヲ得ステス

(南部委員) 五百九十條ニ何ントアルカ自然義務ハ履行更改追認ハ能力ノアル人テナケレハ效ガナイゾヨト云フカラ矢張り自然義務ハアルノテアリマス

(清岡委員) トウシテモ二項ハ生シナイ

(北島委員) 人事編が出来ンカラ二項ハ分ラン

(南部委員) スウ云フコトハ必要テアリマス

(栗塚委員) 一方サヘアレハ跡ハ削ツテモ宜シイト思フ

(南部委員) ソウハイカン

(栗塚委員) 二項ハ九十條ト同シテアリマス九十條ヲ削ツタカラ二項ハ置ケマセン

(南部委員) ソンナラ五百八十七條モ削ルガ宜シイ九十條モ削ツテサヘ宜シイ

(栗塚委員) ソレハ別テス九十條ヲ削ツタカラ又モ削ラナケレハナランテショウト思フ

(南部委員) 自然義務ヲ置ク以上ハ必要テアリマス

(清岡委員) 相續人ハカリ取除ケルト云フコトハナイ若シ方式チ欠缺シタラ第三者ハ出来ント云フコトハナイ方式欠缺ナラ法律上固ヨリ無効ダケレトモ構ハス一項テ合意ヨリ生スルト云ツタノテアリマスカラ贈與ニ關スルハカリテナイ

(松岡委員) 全體人事編ノ相續ハトレ丈ケニシナケレハナランカ
之モ贈與シタラ跡ハ悉ク相續人ニ行ツテ親父ハ手ヲ付ケラレナイ
ト云フ様ニ之テハ見ヘマス

(村田委員) 方式ノ欠缺テ良イダロウ

(松岡委員) 追認履行モ出來ント云フト親父ガ他人ニ尙ツテ贈與
シテ居ル其方式ハ分ランガ良シ缺ケタラ行カントシテモ自然義務
トシテモ自然ヤルトシテモヤレント云フ仕方ガナイ別ノ金チヤロ
ウト云ヘハ構ウコトハナイ相續人ハ入ランノテシヨウ

(南部委員) ソレテハ相續人ヲ媒體ニシテモ良イカ決シテソウハ
行カン

(村田委員) 相續人ハ自分ノ物ニナルト思ツテ居ルノタカラソレ
チ勝手ニヤランテハタマラン相續人ノ懐ロガ違ウ

(松岡委員) ソレハ相續人ノ定メ次第ダ

(南部委員) ドウ定ツテモイカン

(松岡委員) 息子ニ三分ノ一チ殘サナケレハナランカ

(南部委員) ソンナラ自然義務ヲヤルニハ及ハン本當ノ贈與ガ出
來ンカラ自然義務テヤツテ居ルソレチ成立タセテハ溜マラン

(松岡委員) 親ガ生キテ居ル

(村田委員) 此處ハ餘リ相續篤ニ關係ハナイ

(委員長) アル方ガ良イテシヨウ

(村田委員) 之ハ置カナケレハナリマセン

(清岡委員) 悪ルイトモ思ハンガ置クト前項ト釣合ガ悪ルイ

(村田委員) 悪クハナイ

(清岡委員) 前項ニ履行ガ出來ルト云フ此處ハ出來ルトアル

(栗塚委員) 前條トハ釣合ガ悪ルイノテアリマス

(南部委員) 然レトモテ取除ケガアルカラ宜シイ

(清岡委員) 無効ノ合意カラ生シテ認定ガ出來ルト云フト第三者ガ害ヲ受ケル

(南部委員) 第三者ニ對スルトキハ公式方法ニ依ラナケレハナリマセンカラ別ノ話テアリマス從令法定上義務テモ矢張り公式ヲ要スヘキハ要サナケレハナリマセン

(清岡委員) ソンナラ贈與ノトキモ書クニ及ハン

(南部委員) 贈與シタモノニ對シテ出來ル旨意ダト贈與者ノ關係テアリマス

(清岡委員) 第三者モ同シタロウ從令ハ公正證書ニシテ置カナケレハナランモノヲ其式ヲ缺イタトキハ無効トスルヨリ仕方ハアリマスマイ即チ贈與方式ヲ缺イタモ同シテアリマス

(委員長) 方式欠缺ハ一人贈與ニ關スルノミチ見ルト前ノ事柄ハ問ハスシテ前項ニハ認定合意ヨリ生スルコトガ出來ルガ贈與ニ關

スル方式ノ缺ケタコトノミハ之レ々々ハ出來ント云フト分別ガ出來マス

(清岡委員) ソウシテハ大變テス

(委員長) 方式ト公式トハ違ウノテアリマス方式ト云フノハ贈與ニ關シテ一ツノ方式ガ定マルノテソレチ云フノテ前ノ内幾分力遣入ルガ後トハ同シテハナイ

(清岡委員) 贈與ノ方式ト相對ノ契約上ノ公式ト云フハ自ラ違ヒマスガ必要ナル公式ノ欠缺モ或ハ贈與ニ對シテ方式ノ欠缺モ等シク欠缺ヲ欠缺シテ居ルカラ苦情ガ云ヘルノテス公正證書ヲ作ルヘキヲ作ラント第三者カラ苦情ガ云ヘル等シク云ハレタトキハ贈與履行認定モ出來ン上ニハ公式ガ缺ケテ苦情ヲ云ハンテモ契約上生スルコトヲ得ルト云フノハ可笑シイ

(委員長) 出來ルケレトモ贈與ニ關シテハ贈與者丈ケ出來ント云

ヲ取除ケテ御座イマス

(松岡委員) 土臺天然義務ニ細カイコトヲ云ヒ過キルノテス

(南部委員) 第三者自然義務ハ合意ヨリ生スルノタカラ第三者ニ

對シテ效ガアルカナイカハ方式ヲ行ツタ上テナケレハナランコト

ハ分ツテ居ル

(清岡委員) 然レトモト云ツテ贈與者ト云ヒ出シテ是レ丈ケ取除

ケルト云フト外ノモノハ入ラン

(委員長) 前ニ合意ヨリ生スルコトヲ得ト云ツテ居ルカラテス

(箕作委員) 一項ハトウシテ刪ツタカ

(委員長) 私ノハ元トノ通りテアリマス

(清岡委員) 贈遺丈ケ取除ケハ悪ルイ

(南部委員) 同シコトタカラ刪ツテモ良イテシヨウ

(委員長) 置ク方カ多イテシヨウ

民再十ノ六四

(村田委員) 無論之ハ置カナケレハナリマセン

(栗塚委員) 三人ニ五人テ御座イマス

(委員長) 三項ハトウカ

(栗塚委員) 同様テ御座イマシヨウ

(委員長) 宜シイ

本條ハ修正ニ決ス

第五百九十二條朗讀ス

第五百九十二條 原因ノ欠缺又ハ不法ノ原因ノ爲メ無効ナル契

約ハ自然義務ヲ生スルコトヲ得ス公ノ秩序ノ爲メ契約ノ目的

トスルコトヲ禁シタル物ヲ目的ト爲ス契約ニ付テモ亦同シ

本條ハ原案ニ決ス

第五百九十三條朗讀ス

第五百九十三條 第三百四十三條及ヒ第三百四十四條ニ因リ無

効ナル契約ハ諾約者ノ自然義務ヲ生スルコトヲ得

修正

第五百九十三條 左ノ如ク改ム

「第三者ノ所爲ノ諾約及ヒ第三者ノ利益ニ於ケル要約ニ關シ
第三百四十三條及ヒ第三百四十四條ニ定メタル無効ハ諾約者
ノ自然義務ノ生スルコトヲ妨ケス」

(理由) 原文ニ基キ修正シタリ

(栗塚委員) 之ヲ悉皆改メテ意味ヲ充分ナラシムル爲メ箇様ニ修
正致シマシタ、第三者ノ所爲ノ諾約及ヒ第三者ノ利益ニ於ケル要
約ニ關シ第三百四十三條及ヒ第三百四十四條ニ定メタル無効ハ諾
約者ノ自然義務ノ生スルコトヲ妨ケストシマシタ

(村田委員) 其方カ良シイ

(松岡委員) 圓十郎ニ踊ラスト云フ時分ニ私ガ自然義務ヲ踊ラス

民再十ノ六五

ト云フコトダ

(清岡委員) 圓十郎ガ承知サヘスレハ宜シイ

(松岡委員) 圓十郎ガ否ヤト云ヘハ無効ニナルノテ其時分ニ己レ
ガ違ルト言ヘハ違ツテ良イト云フノテアリマス

(清岡委員) 自然義務ヲ生スルト云フコトハオカシイ

(箕作委員) 圓十郎ノ踊ラン爲メニ興行スル奴ガ損ガ往ケハ償ヒ
ヲ仕様ト云フノテス

(松岡委員) 自分ガヤツテモ良イト云フノテス

(村田委員) 之レハオシイカラ刪リマシヨウ

(南部委員) 此處計リ刪ルコトハ出來マセン

(清岡委員) 第三者ノ所爲ノ諾約ト云フハ入ラン

(箕作委員) 圓十郎ニ踊ラスト云フノ踊ルト云フ所爲ヲダ

(清岡委員) 入りマスカネ

(南部委員) 之ガ若シナイト自然義務ガ生センカ生セント思フト
往カンカラテス

(清岡委員) 思フカモ知レマセン

(南部委員) 踊ラント遺ロウト思ツタガ踊ラントキハ己レガ遺ロ
ウト云フノテス

(清岡委員) 國十郎ガ踊ラント國十ノ代リニ菊五ヲ連レテ來テモ
良イテハナイカコンナコトヲ言ヒ出シタラ實ニ溜ラン

(南部委員) ソレナラ自然義務ヲ削ルト言ハナケレハナリマセン
之一ツ削ルト云フコトハ相成ラン

(北島委員) 之レ一ツノ爲メニ自然義務ヲ削ルト云フコトハナラ
ン

(南部委員) 權衡ガ合ハンカラ害ハナイト言ツテモ權衡ヲ一定ニ
調ヘナケレハナリマセン苟モ法律ダカラ君方ガ害ガナイト云ツテ

モ廣イ天下ノ法律テス

(松岡委員) 國十ガ踊ラント誰レガ踊ラント云フ心配ハナイ之
ハ削ロウテハナイカ

(村田委員) 削ルハ贊成

(樺村委員) 置クガ宜シイ

(南部委員) 跋ニナルノハナケカハシイ

(北島委員) 無論削リマシヨウ

(箕作委員) 削ツテモ良イテシヨウ

(大尾崎委員) 削ツテモ宜シイ

(南部委員) ソレテハ九十一條モ同シコトテス權衡ガ合ヒマセン
(清岡委員) コンナコトヲ悉ク言ハレナケレハナランコトハナイ

本條ハ削除ニ決ス

第五百九十四條朗讀ス

第五百九十四條 債務者カ不當ノ利得、不正ノ損害又ハ法律ノ規定ニ因リ法定義務ヲ負擔スルコト有ル可キ場合ノ外債務者ハ此名義ニテ自然義務ヲ負擔シタリト有效ニ自ラ認定スルコトヲ得

(大尾崎委員) 之モオカシイ

(松岡委員) 是等ハ本當ニ要用ノ文テアリマシヨウ

(南部委員) 同シコトテス

本條ハ原案ニ決ス

第五百九十五條朗讀ス

第五百九十五條 自然義務ハ法定義務ノ銷除、廢罷又ハ解除カ裁判上ニテ宣告セラレタル後存立スルコトヲ得

此他法定義務カ法律上ノ消滅方法ニ因リ消滅シタル後ニ於テモ亦同シ

民再十ノ六七

修正

第五百九十五條第二項 「此他」ノ二字ヲ刪リ「消滅方法」ノ上「此他ノ」ノ三字ヲ置ク

(理由) 同上

(栗塚委員) 第二項ハ御置キニナルナラ此他ト云フノヲ刪ツテ法定義務ガ此他ノ云々トシタ方ガ宜シイ

(箕作委員) 外ノ方法ト云フノカ

(松岡委員) 裁判上ノ外ダロウ

(箕作委員) 裁判上宣告セラレタ時ニダ

(松岡委員) 合意上銷除シタニ自然義務ダカラ己レガ拂フト云フノハオカシイ

(南部委員) 之ハ一項ヲ刪ツテ二項ヲ存スルト云フコトハ出來マセン

(大尾崎委員) 之ハ皆ナ刪リマシヨウ

(箕作委員) 之ハ入用テス

(松岡委員) 法律上ト云フノハ刪ツテハトウカ

(栗塚委員) 良イ様テス

(南部委員) 此他消滅シタルトキニト見ハセンカ

(松岡委員) 法律上ト言ハス法定義務ガ此他ノ消滅方法ニ因リト

シテハトウカ

(箕作委員) 其レテモ宜シイ

(清岡委員) 法律上ト云フノハ力ガアルノテハナイカ法律上ノ消

滅ノ方ニ於テモト云フノテハナイカ

(松岡委員) 法律テ義務消滅方法ハ勿論法律上ニ定マツテ居ル

(箕作委員) 法律上テ消滅シテモ自然義務ハ殘ルト云フノダ

(栗塚委員) 宜シウ御座イマス

民再十ノ六八

本條ハ第二項「法律上」ノ三字ヲ刪リ其他修正ニ決ス

第五百九十六條朗讀ス

第五百九十六條 免責又ハ取得ノ時効ノ利益ヲ用ヒタル者確定シタル判決ノ利益ヲ受ケタル者又ハ其他ノ推定若クハ證據ヲ申立ツルコトヲ得ヘキ者ハ尙ホ自然義務ヲ負擔セリト自ラ認定スルコトヲ得

第五百九十六條 「確定シタル」ヲ「既判力ヲ得タル」ト改メ「受タル」ヲ「受ケタル」ト改ム

(理由) 同上

(栗塚委員) 用ヒタル者既判力ト致シマシタ實ハ既判力ノ利益ヲ與ヘル者トシテ宜シイ

(箕作委員) ソウシマシヨウ

(栗塚委員) ソウスルト次ノ「又ハ」ハ刪ツテ宜シイ

(清岡委員) 用ヒルト云フハ外ニ用ヒタコトカアリマスカ

(栗塚委員) 援用シタル者テアリマス

(南部委員) 利益ヲ援用シタル者ガ良シイ

(清岡委員) 援用ガ宜シイ

(松岡委員) 之レモ自然義務ニ必要テアリマス

本條ハ「利益ヲ用ヒタル者」トアルチ「利益ヲ援用シタル者」

ト改メ「利益ヲ受クル者」ノ下「又ハ」ノ二字ヲ刪リ其他修正

ニ決ス

第五百九十七條朗讀ス

第五百九十七條 自然債權ノ法定ノ譲渡ハ協賛契約ヲ以テ破産

者ニ免除シタル金額ニ付キ其債權者ノ之ヲ爲シタル場合ノミ

有效ナリ

(村田委員) 之ハ宜シイガ自然義務ニ對スル債權ノ譲渡ハトシテ

ハドウカ

(北島委員) 其方ガ宜シイ

(南部委員) 矢張り自然債權テ宜シイ

(清岡委員) 免除シタモノチ又譲渡スト云フハトウ云フモノカ

(南部委員) 免除シテモ協賛契約チ一方カ仕遂ケナイト元トへ戻

ツテ來ルノテアリマス

(清岡委員) 戻ツテ來レハ自然義務テハナイ様テス

(村田委員) 例へハ協賛契約ヲ以テ二百圓ノ物チ百圓テ負ケテヤ

ツタ處ガソレガ金持チニナツタモノダカラ返シテ違ロウト云フケ

レトモソウスルト私ハ身代限ニナツタ處ガ御前百圓返ス云フガ處

ガ一月マテ待ツテ戻レト云フ一月ニナレハ拂フト云フ其レマテ待

テンカラ賣ルノテアリマス

(清岡委員) ソレナラハ自然債權テハナイ

(村田委員) 併シ債權ハ私ニ返シテ遺ロウト云フノテス

(清岡委員) 返シマス併シナカラ今ハナイ來月返シマスト云フノ
ナラハ債權ハ別ニ生シタノテアリマス

(村田委員) ソレガ自然ノ債權テアリマス

(南部委員) 銷除シタガ生キテ來ルノテアリマス

(松岡委員) コウ云フ趣意ダロウ當リ前法定ノ權利ヲ失ツタ債權
ハ讓渡ハ出來ン唯協譜契約テ破産者ニ許シテ居ツタ残り證文ハ讓
レルト云フノテアリマス

(村田委員) 残り證文テハナイ良心ニ於テ御前ニ損ヲ掛ケルノハ
悪イカラ返スト云フト向フガ債權ヲ來月マテ待テンカラ賣ルコト
ガ出來ルト云フノテアリマス

(栗塚委員) 此處テ云フノハ自然債權ノ讓渡ハ債權者ノミ之ヲ爲
スコトヲ得ト云フノテアリマス

民再十ノ七〇

(笑作委員) 破産者ニ讓渡スノテシヨウ

(南部委員) ソウテハナイ誰ヘテモ宜シイ

(松岡委員) 此自然債權ト云フノハ取レルト云フコトハナイ時テ
時効ニ掛ツタ古イ證文或ハ證書ヲ負ケタ證書ハ讓レナイソヨト、
ケレトモ協譜契約テ免除シタモノソレハ認メタ者ハ法定義務ニナ
ルノテス

(笑作委員) 當リ前法定ノモノハ讓渡ハナラント謂テソレカラ例
外ガアルト云フノテ例外ハ此様ニナルノテシヨウ

(清岡委員) 免除シタモノハ讓レルモノテハナイ

(松岡委員) 協譜契約ト云フモノハ讓レルノテ自然義務ノ今迄ヤ
ツタモノハ認メナイ以前ニ自然債權ガアルト云フコトハ往カント
云フノテ只協譜契約テ免除シタハ純粹ノ自然義務テナイカラダ

(栗塚委員) 去リ迎モ此方カラ訴ヘルコトハ出來ンソレハ置イタ

所以テ御座イマシヨウ

(笑作委員) 物件カアル爲メ第三者ガ拂フト譲リ受人カ取レルノ
テシヨウ

(村田委員) 債權ハ譲受人ニアルノテ其譲受人又脇へ賣ルコトダ
破産者ガ債權者ニ遺ル其債權者ガ遺ルノテアリマス

(南部委員) 誰レニ遺ルノカ

(松岡委員) 私カ身代限リチスル貴君ハ貸主ダ債權ヲ持テ居ルダ
ロウソレチ私ハ協諧契約タツテ訴ヘル權ヲシテ譲ルノダロウ其ト
キ證文ハ栗塚君ニ譲レルノテアリマス

(村田委員) 其時貴君カ返ソウト言タノタロウ

(松岡委員) ソレハ構ハンノテアリマス尋常免除シタモノナラハ
譲レナイノテアリマス

(南部委員) 未定期限ノモノト同シテアリマス

民再十ノ七一

(笑作委員) 註ニモアリマスカ金額ハ豫メ定マツテ居ルノテアリ
マス

(栗塚委員) 詰リ協諧契約テ免除サレテ居ル義務ハ自然義務テア
ルト云フノテス

(松岡委員) 半自然義務テアリマス純粹自然義務ハ譲レンカ唯自
然義務ハ譲レルナセナレハ復權スルコトカアルカラテス

(大尾崎委員) 其處ガ微妙ノ理由テス

(栗塚委員) 法定ニ近イ方テス

本條ハ原案ニ決ス

第五百九十八條朗讀ス

第五百九十八條 連帶又ハ不可分ノ資格ヲ有スル法定義務ニ代
替シ又ハ其消滅後ニ存立スル自然義務ハ連帶又ハ不可分タル
コトヲ得

修正

第五百九十八條 「資格ヲ有スル」六字ヲ刪ル

(理由) 必要ナラサルニ付刪除シタリ

本條ハ刪除ニ決ス

第五百九十九條朗讀ス

第五百九十九條 裁判所カ自然義務ノ任意履行、認定其他ノ法律上ノ效力ヲ裁判ス可キトキハ全權ヲ以テ債務者ノ意思ヲ判決ス然レトモ裁判所カ前數條ノ規定ニ付キ誤謬ノ適用ヲ爲シタルトキハ其判決ハ之ヲ破毀ニ付ス

本條ハ刪除ニ決ス

第六百條朗讀ス

第六百條 當事者ハ自然義務ノ任意ノ履行又ハ認定アラサル前ト雖モ仲裁契約ヲ以テ其自然義務ノ成立又ハ廣狹ヲ

民再十ノ七二

仲裁人ノ決定ニ委スルコトヲ得此場合ニ於テハ自然義務ヲ宣言シタル其決定ハ法定ノ義務ヲ生ス然レトモ法律カ自然義務ヲ無シトスル場合ニ於テ有リトシ之ヲ有リトスル場合ニ於テ無シト宣言シタルトキハ其決定ハ無効ナリ但右孰レノ場合ニ於テモ當事者ガ仲裁人ニ仲裁ノ全權ヲ與ヘタルトキハ此限ニ在ラス

修正

第六百條「但」ノ下「右」ヲ「此」ト改ム

(理由) 前例ニ因リ修正シタリ本條ハ刪除ニ決ス

保證人ハ争ニ係ル不動産ヲモ又他ノ債權者ニ優先ニテ抵當ト爲リタル不動産ヲモ又訴追シタル債權者ニ抵當ト爲リタル不動産ニシテ第三所持者ノ手ニ存スルモノヲモ指示スルコトヲ得ス

債務者ニ屬スル不動産ニ付テハ債務者之ヲ物上擔保トシテ既ニ債權者ニ供シタルトキニ非サレハ保證人其檢索ヲ要求スルコトヲ得ス

(栗塚委員) 檢索ヲ許スノハ非常ナ恩典テアツテ保證人トナツタ以上ハ權索ナトハ許スヘキモノテナイ之ヲ檢索ヲ許サレルト債務者ガ非常ナ迷惑ヲスルケレトモ極ク確カナモノガアレハ宜シイ動産テモ公債證書ノ如キモノガアツタラ宜イテハナイカト問フテヤリマシタ處ガ公債證書ニモセヨ動産ハ今朝マテ持ツテ居タ公債證書テモ他ノ人ニ委任狀テヤツテ仕舞ツテハ仕方ガナイ只債權者ニ

民再十ノ七四

難澁ヲ掛ケサセナイ旨意ダカラ不動産ハカリニシテ吳ント云フノテ御座イマシタ

(松岡委員) 其レハ此處テモ論ガアツタノダ

(栗塚委員) ソレナラ皆許サントナツタラ宜シウ御座イマシヨウ

(南部委員) 是レマテノ通りトシテナ財産テモ指示ストナルト是レマテノ身代限リト同シ様ニナル

(大尾崎委員) 遲延シテ債權者ガ困ル様ニナルカラ不動産ハカリシテ容易ニ動カセンカラ取ル様ニスルガ宜シイ

(松岡委員) 著明ナル動産ガアツテ示スナレハ示シテ宜シイ

(栗塚委員) ソレハ利益タカラ保證人ハ皆云フニ違ヒアリマセン(南部委員) 不動産ヲ指示ス様ニナルト錯雜シテ困ル是レマテノ

弊ハ保證人ガ拔ケル様ニナツテ居ルカラ新法ヲ立テ人ニハ保證人ガ債務者ノ財産ヲ指示スノハ明カニ分ルモノ丈ケニスルガ宜シイ

(村田委員) 動産ハ折角請求ヲシテモ效ガナイ今朝云フテモ晩ニ
動カサレテハ仕方ガナイ

(栗塚委員) 詰リ此コトハ保證人ヲ立テ、居ルノハ債權者ノ爲メ
テアルソレヲ打チ消ス様ナ結果ヲ生スル

(大尾崎委員) 保證ニ立ツタ以上ハ直クニ債務者ガ拂ハントキハ
拂ツテヤルノガ旨意タカラ動産ハ何ヲ持ツテ居リマスト云フコト
チ云ヒ出シテ時日ヲ遷ス憂カアル之レヨリ後ノ保證人ハ責任カ重
ヒ譯ニナル

(村田委員) ソレヲ許スト金倉マテ開ケテ見セル様ニナル

(渡委員) 不動産丈ケニシテ置キマシヨウ

(清岡委員) ソレナラ探檢ヲ保證人ニ許サントスルカ宜シイ

(松岡委員) 記名公債テモ書キ變ヘレハ動カサレル不動産テモ登
記スレハ動カサレル

民再十ノ七五

(樞村委員) 不動産限リトスルガ宜シイ

(村田委員) ソレナラ多數ダ

(南部委員) ソレテハ原按ニ決シマス

本條ハ原按ニ決ス

第千百五條再議 (確定日附ノ權)

第千百五條 動産質權ハ確定ノ日附ヲ有シ且債權及ヒ質物ヲ明
ニ指定セル證書ヲ錄製シタルニ非サレハ同一ノ物ニ付キ債務
者ト約定シタル第三者又ハ他ノ債權者ニ之ヲ以テ對抗スルコ
トヲ得ス

右質物ハ之ヲ他物ニ易フルコトヲ得サル様詳細ニ記載シ且要
用アルトキハ之ヲ評價スルコトヲ要ス
若シ質物カ定量物ナルトキハ其種類、數量尺度ヲ以テ之ヲ指
定スルコトヲ要ス

(栗塚委員) 千百五條ノ確定日附ノ事テ御座イマス確定日附チ有シテ居ルモノテナケレハ第三者ニ向ツテ對抗スルコトガ出來ントアリマス私ガ時計チ質ニ置クコトチ一々確定日附テナケレハナラント云フコトハ困難チアルソレヨリモ「動産質ハ債權及ヒ質物チ明カニ指定スル證書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ設定スルコトヲ得ス」トスレハ良カロウ確定日附チ以テシナケレハ第三者ニ對抗スルコトガ出來ナイト云フノハ難澁テハナイカト云フ説テ御座イマシタ此處ニ質ノ様ニ改メテ動産質ハ債權及ヒ質物チ明カニ指定セス證書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ設定スルコトヲ得スト致シマシタ

(箕作委員) 宜シイ

本條第一項ハ左ノ如ク決ス

第千百五條 動産質ハ債權及ヒ質物チ明カニ指定セル證書ヲ以テ

スルニ非サレハ之ヲ設定スルコトヲ得ス

第千百十九條再議 質物カ質取債權者ノ方ニ存スル事實ノミニテ

ハ其債務ノ免責時効ノ成就チ停止セス、

、

(栗塚委員) 次ニ第千百十九條ハ英吉利西法律チ調ヘテ質ヒマシ

タ獨乙ノハ箕作委員ガ調ヘマシタ英吉利西ノハ時効ト云フモノハナイ元々證據ノ一ツニナル拂ツタラ拂ツタト云フ證據チ擧ケナサイト云フコトガアルト申シマシタ

(松岡委員) 獨乙ノモ其意味テス向ウカラ取返シニ來ルトキドツ

コイアルゾヨト云フノタ

(栗塚委員) 獨乙ノ百八十三條ニ質權チ以テ擔保セラレタル請求權ノ時効ハ權利者ガ質物ヨリ自己ニ辨濟チ求ムルチ妨クルコトナ

ルトアリマシタ報告委員テハ此儘テナケレハナラン證文ヲ入レテ
置ケハ證文ヲ取戻サン以上ハ時効ガ進マント云フ譯ニナルニソレ
ト同シダト云フ譯テアリマス昨日モ其論ガ出マシテ如何サマ佛蘭
西法律ヲ見レハ此事ガ制定シテ無クテ學者間ノ説ガアル「トロロ
ニ」杯モ之ノ反對テ御座イマス「ボアソナード」ノ説ハ「バレッ
ト」ト云フ人ノ説テ御座イマス有名ノ人ノ説ハ半々カ殊ニヨリト
「ボアソナード」ノ説ガ少ナイ、トロロン杯ノ説テハ不動産質テ
見テ考ヘテ吳レ自分ノ地所ヲ他人ニ質ニ入レタ以上ハ收獲モ何ニ
モナイ誠ニ迷惑ナモノダト思ツテ居ルノハ日々義務ヲ認メテ居ル
カラ時効ノ生シ様ガナイ動産質ハ收獲ガ無イカラ其説ヲ去テルカ
知レンガ

(南部委員) 時効ハ何ンノ爲メカト云フト年月ヲ經ルニ從ツテ廢
シタモノテアルト推定スルノテ若シ時効ガ成就スレバ債務ハ返シ

民再十ノ七七

タモノト推定スル質物ガ向フニアツタラ推定ガ出來ント云フコト
ハナイ報告委員ノ説ノアル通り證文ガ債權者ノ手ニアツテモ其債
務ハ辨濟シタモノト云フコトハ出來テ質物カ債權者ノ手ニアツテ
モ債務ガ消滅シタト云フ儘ナ證據ナラン隨分物ノ落ルコトカアル
カラ貸金ヲ返濟シテモ證文ノ残ツテ居ルコトハ隨分アルカラ質物
ガ残ツテ居ルカ又ハ前々ニ質ガ遁入テ居ランモノト思ツテ相續人
ガ返濟シナイテ居ツタカモ知レン質物ガ債權者ノ手ニアツテモ其
債務ハ消滅シタモノト必ラス看做スコトハ出來ント思フハレテ佛
蘭西ニ於テ學者ノ多クノ説ハ停止スルトナツテ居ルハ佛蘭西ニ於
テハ明條ガナイカラ之ヲ停止スルコトニシナケレハナラン、ソレ
ハ何處迄モ質物ガ債權者ノ手ニアツテモ消滅シタモノテナイト、
確カナルコトハ出來無イ從令消滅シテ居ランテモ消滅シタ法律ア
ルノダカラ時効ノ成就ヲ停止セント云フハ甚タ薄弱テアル

(松岡委員) 千百三十五條テ、千百十九條ヲ抜イタノカ

(栗塚委員) 十八條乃至第二十條ハテ御座イマスカラ十九條モ遣入ツテ居リマス、ソレカラ期限ガ來タ上テ質ガアツタ無カツタト云フ争ヒヨリ期限ガ來テ仕舞テ拂ツタモノト看做シテ推定ガ起ツタ時テハナイ抑モ質ヲ置ケハ其推定ハ起ランゾヨト云フ論テ御座イマシタ拂ツタト云フ推定ガ生スルト、スルカ生セントスルカ(清岡委員) 時効ハ出ルタロウケレトモ此間ノ論テハ時効カ停止セントナレハ金ヲ拂ハンテモ品ハ取戻スト云フ結果ニナルカラ、ソレテハ不都合ダト云フ

(栗塚委員) 原案ハ只タ取レルノテス

(大尾崎委員) ソレハ種テナイ、質物ガ残ツテ居ロウガ時効ハ停止チセンモノト云フノハ宜シイガ

(清岡委員) 金ヲ幾日ニ拂ツタト云フコトガアツテ取戻シニ往ケ

民再十ノ七八

レハ宜シイガ品物が存シテ居ル以上ハ金ヲ持テ往カナケレハナラシ時効ハ成就テモ宜シイ但シ書キヲ加ヘテ但證據ガ無ケレハ質物ヲ取戻スニ金ヲ持ツテ往カナケレハナラントスレハ宜シイ

(南部委員) ソレハ種カダ

(大尾崎委員) ソレハ至當ノ道理ダ

(松岡委員) ソレナラハ宜シイ

(栗塚委員) 學者ノ説ハ金ヲ拂スニ質物丈取ツテ來ルノハ良クナイト云フノテ御座イマスカラ、ソレガ宜シウ御座イマシヨウ、但質物ヲ取戻サントスルトキハ金ヲ拂ハナケレハナラント云フノテ御座イマスソレハ申セマセン

從令質ガ遣入テモ拂ツタモノト推定スルノテ御座イマスカラ

(箕作委員) 債權ハ無クナツタモノト推定スルカ質ヲ取戻スノハ

金ヲ拂ハナケレハナラント云フノダカラ宜シウ御座イマシヨウ

(栗塚委員) 抑モ免責時効ト申シマスモノハ辨濟ガアツタモノト
 スルカラ義務ヲ免カレタモノトスルノカ當然デアリマス
 (南部委員) ソレハ追認シタモノモ同シ理由ニナル
 (松岡委員) 債權者ハ訴權ヲ失フケレトモ抗辯方法ハ失ハストナ
 ル質物名義ヲ持ツテ居ルカラ抗辯方法ヲ出來ル
 (栗塚委員) 金ハ拂ツタト見テ居ナカラ金ヲ拂ヘヨト云フノタカ
 ラ、自家撞着テ御座イマシヨウ
 (松岡委員) 質物ヲ取ツテ他人ノ名義ヲ容假占有シテ居ル人ハ只
 戻サナケレハナラント云フハ世間ニ無イ話シダ此儘テハ狡猾イ奴
 ハ褒美ヲ遺ストナル
 (栗塚委員) 私ガ貴君ノ時計ヲ質ニ入レテ置イテ時効テナイ他ノ
 方法ヲ義務ガ消滅スレハ取戻シニ往ケマス
 (南部委員) 其時ニナレハ取戻ガ出來ル

民再十ノ七九

(栗塚委員) 然ルニ免責時効カ消滅シタトキハ取戻シニ行ケント
 云フコトハナイ
 (南部委員) 取りニ往ケル、ケレトモ金ヲ拂ハナケレハナラン
 (村田委員) 金ヲ持ツテ行ケハ免責時効ト云フコトハナクナツテ
 仕舞フ
 (清岡委員) 初メノ免責時効ヲ單一ニ貫ケハ出來ン様ダケレトモ
 ソウテナイ
 (栗塚委員) 質ヲ取戻ニ行クトキ金ガ拂ツテナイト云フコトガド
 ウシテ云ヘマスカ法律ヲ拂ツタト見テ吳レテ居ルカラ只吳レト云
 フ
 (大尾崎委員) 金ハ拂ツタト云フケレトモ我ハ受取りハセンケレ
 トモ時効ニ係レハ仕方ガナイガ此質物ハ我ニ吳レタモノダ金ヲ拂
 ハンニ關スルモノテナイソレハ到底我ノ手ニアルモノタカラ之ヲ

取ルナレハ金ヲ拂ツテ行ケト云ヘル

(栗塚委員) 初メニ金ヲ拂ツテ品ヲ取ランテ跡ヲ取りニ行ツタト
キハ

(大尾崎委員) 金ヲ拂ツタ拂ハンニ拘ハラズ質物ガアレハ相當ノ
償ヒチシナケレハナラン

(栗塚委員) ソレテハ金ヲ拂ツテ債務ヲ免レタ人ハ

(大尾崎委員) ソレハ債務ヲ免レタ人ダ

(栗塚委員) 債務ヲ免カレハ質ヲ取り戻ス權力アル、シテ見レハ
時効テ債務ヲ免カレ、ハ質物ヲ取り戻ス權ガアルト云ハナケレハ
ナラン

(南部委員) 拋棄シタモノダロウ

(栗塚委員) 但債權者ニ於テ未タ辨濟ナキト云フ證據ヲ舉ケルコ
トガ出來ルトシタラ宜シウ御座イマシヨウ

民再平ノ八〇

(南部委員) 反對ノ證ヲ許スト云フト自白ニナル

(栗塚委員) 「但債務者ガ質ヲ取り戻サントスルトキハ他ノ受責
ノ證據ヲ提示スヘシ」トシテハ如何テス

(南部委員) 離レカ

(栗塚委員) 債務者ガ

(箕作委員) ソウスルト時効ニナツテモ外ノ證據ガナケレハナラ
ント云フノダカラ同シコトニナル

(南部委員) 質物ヲ認メテ返シテ呉レト云フテ居タノハ即チ權利
ノ時効ヲ拋棄シタモノト見ヘル

(委員長) ソウスルト金ヲ拂ハナケレハ取レン様ニナル

(南部委員) ソウテス

(委員長) 裏カラ云フト表カラ云フトノ違ヒテス全ク時効ガ成
立タント云フノモ一説ダト思ヒマス

(栗塚委員) 「但債務者質物ヲ取戻サントスルトキハ他ノ免責方
法ヲ提出スルコトヲ要ス」トスレハ宜シイ

(笑作委員) 全ク原案ノ様ニナルカ全ク時効ニ繋ラントスレハ理
窟ガ立ツカソウシナイト可笑シクナル

(清岡委員) 言葉ヲ債權者ノ方カラ立テタラ良カロウ債務者カラ
證據ヲ出サナケレハ返ス義務ハナイトシタラ良カロウ

(松岡委員) 抗辯方法ニナレルトスレハ宜シイ

(栗塚委員) 「但債務者質物ヲ取り戻サントスルトキハ他ノ免責
方法ヲ證スルコトヲ要ス」トスレハ宜シイ

(委員長) ソレテ宜シイ

(松岡委員) ソウスルト次キノ條ハトウシマス

(栗塚委員) 次ノ條ハ宜シウ御座イマシヨウ

(笑作委員) 不動産ノ方ハ時効ニ繋ラントシテモ宜シイノダ

(松岡委員) 何ト云フ名テ持ツテ居ルノカ

(栗塚委員) 質取主ト云フ名テ持ツテ居リマス

(松岡委員) 動産ナレハ第三ノ人ニ向ツテモ區別ガ立タン不動産
ハ政府ノ帳簿ニ登記シテアルソレテ時効カ過キタトキハ取りニ來

ナイソウスルト何時マテ經ツテモ質取主ト云ハナケレハナラン
(栗塚委員) 併シ質ニ置イタ人ハソレテ取ラナケレハ損テ御座イ

マシヨウ
(松岡委員) 地面ガ下ツタトキハ質ヲ受ケルト損ニナルカラ黙ツ

テ居ル
(笑作委員) 質流レニナル

(松岡委員) 流レニナレハ所有者ニナレルガ之レテハ所有者ニナ
レン

(清岡委員) 賣ルコトハ出來ン

- (大尾崎委員) 賣ルコトハ出來ナイ
- (松岡委員) 質物名義テハ處分スルコトハ出來ナイ
- (松岡委員) 分産ヲシナケレハナラントキハトウスル
- (栗塚委員) 質權ヲ賣リマス
- (笑作委員) 取り戻シテ呉レ、ハ宜シイガ取り戻シニ來ナイト困ル
- (南部委員) 質ノ名義ガ消ヘテ仕舞ウ
- (松岡委員) ソウスルト誰レノモノニナル
- (南部委員) 千百二十一條ニアル
- (松岡委員) 容假ガ止ンダラ年限ガ經タンケレハ起ラン
- (栗塚委員) ソウテス六十年目ニ起リマス
- (笑作委員) 三十年經ツト容假ハ止ムカネ三十年經ツテ取りニ來ナケレハ十五年經テ所有ニナルカ

民再十ノ八二

- (村田委員) 恰度初メカラ四十五年ダ
- (笑作委員) 十五年ノ間ハ質取主ト云フ名テ以テ居ルノダ
- (松岡委員) 十五年ノ間ハ賣ルコトハ出來ンノハ難義ダ
- (南部委員) 元トノ通りニシテモ同シコトダ
- (松岡委員) 元トノハ只取ラレルカラ尙ホ悪ルイ
- (栗塚委員) 疊ノ上テ論スルト理窟ガ合ハン様ニナル
- (松岡委員) 動産質ハカリニシテ不動産質ノコトハ先キへ行ツテ定メルガ宜シイ
- (笑作委員) 之ヲ抜イテ仕舞ウガ宜シイ
- (栗塚委員) 書カスニ置クト之ヲ適用スル様ニナル
- (松岡委員) 登記公告シテアル不動産ニ付テハイケナイ動産ハ今此處テ説ノアル様ニシテ置ケハ良カロウト思ヒマス
- (渡委員) 不動産丈ケ別ニスルカ

(委員長) 松岡サンノ説ノ様ニシテ時効ニ係ラント云フト何ノ時
 テモ金ヲ持テ往ケハ取ラレルダロウ

(松岡委員) 其變リ訴ヘルコトカ出來マイ

(栗塚委員) 之ハ質取主ガ訴ヘルガ出來マセン

(箕作委員) 取返シニ來テ呉レ、ハ宜シイガ黙ツテ入レルト困ル

(南部委員) 金ヲ拂ハンケレハ賣却スルカラ宜シイ

(栗塚委員) 其レハ債務者ハ債務ガ消滅シテ居ルト云フダロウ

(村田委員) 動産モ不動産モ一所ニシナケレハナラン

(南部委員) 同シコトニシナケレハ不條理ダ

(松岡委員) 不動産ハ登記公告ガアルカラ宜シイ動産丈ケ此修正
 ノ通りニシテ宜シイ

(渡委員) 動産不動産ヲ分ケルガ宜シイ

(清岡委員) 私ハ修正説ガ宜シイ動産不動産ヲ分ルハ良クナイ

(北島委員) 分ケルガ宜シイ

(委員長) 分ケルト理窟ガ合ハナイ寧ロ動産不動産トモ停止スル
 トシタ方ガ宜シイ

(村田委員) ソレナラ最モ宜シイ

(南部委員) 法律ノ推定ハ時効ガ來タ時ハ金ハ返サンモノテ其返
 シタモノト見ル質物ハアルケレトモ金ハ返シタト見ルノガ當リ前
 テス

(委員長) 金ハ返シタト云フコトガ分明ナレハ債務者ガ返シタカ
 知レンガ金ヲ返シタ時質物ヲ取戻サンテ置イタレハ不調法ダカラ
 仕方ガナイ

(南部委員) 土臺時効ノ原則ハ年數ヲ過キレハ金ヲ返シタモノト
 見ルガ當リ前ダ處ガ停止スルトシレハ體文ガ貸主ノ中ニ在ルカラ
 停止スルトナツテモ宜シウ御座イマシヨウ、ソウスルト時効カ破

レテ仕舞イマス

(渡委員) 其ハ一様テナケレハナラン

(南部委員) 修正ノ通りテ良カロウト思ヒマス

(委員長) ソウスルト松岡サンノ言フ様ニ幾年経テモ質取主テ居

ルノハ困ル

(南部委員) ソレハ収益ヲ取ツテ居リマスカラ差支ハアリマスマ

イ

(北島委員) 身代限チスル場合ニハ困ル

(委員長) 修正ノ様ニスレハ何年間カ待ツテヤルトスレハ宜シイ

(南部委員) 十五年テス

(委員長) 十五年ハ長イ

(南部委員) 動産不動産ヲ分ケテ下サイ

(清岡委員) 分ケルナレハ寧ロ停止スルトスルガ宜シイ

民再十ノ八四

(栗塚委員) 「質物ガ債権者ノ方ニ存スル間ハ其債務ノ免責時

ヲ停止ス」トシテ但書ヲ刪リマシヨウ

(笑作委員) 其レヨリ仕方ガナイ

本條ハ左ノ如ク改ム

質物ガ質取債権者ノ方ニ存スル間ハ其債権ノ免責ヲ停止ス

(栗塚委員) 千百三十三條ハ今印刷シテ参リマスカラ後ト廻シ-

願ヒマス三十四條、三十五條モ左様テ御座イマス、千百三十八條

ハ末項ヲ「第九十四條ニ記載シタルモノヲ妨ケス」ト致シマス次

ハ千二百四十四條第二テ御座イマス「債務ガ半額以上消滅シタル

トキハ債権者ハ債務者ノ要求ニ因リ三種ノ抵當ニ付金額ノミノ記

入ヲ減少ス可シ」トナリマス

(笑作委員) 之レナラ宜シイ

(栗塚委員) 千三百二十條ノ一項ノ終リハ「又ハ本案ノ判決ヲ爲

スコトヲ中止スルト致シマス棄却ト云フノハ既判力ヲ持マスソウ
スルト未タ大變早イ時ハ此處テハ捌カンゾヨ他日出テ來イト云フ
（松岡委員） ソレテ棄却ガ宜シイ

（大尾崎委員） 請求ノ早イトキハ戻シテシマイマシヨウソレガ棄
却カ

（栗塚委員） 證セラレントキハ負ケ訴訟ニナル

（箕作委員） 一方ガ敗訴ニナルト一方ハ今ハイカント云フコトニ
ナル

（栗塚委員） ソウテス

（松岡委員） 中止ト云フコトハ良クナイ

（栗塚委員） 他日ニ讓ルテハ如何テス

（大尾崎委員） 中止スルト其訴訟ヲ置イテ他日裁判チスル様ニナ
ル

（南部委員） 訴訟テハナイ本案ノ判決テス

（清岡委員） 中止ト云フ字ニ弊ガアル

（栗塚委員） ナサズト致シマシヨウ

（委員長） ナサズト云フト抛擲シテ置ク様ニナル中止ステ宜シイ

（松岡委員） 訴訟法ニアルト思ヒマスカラ少シ置クコトヲ望ミマ
ス

（栗塚委員） 左様致シマシヨウ次ニ第千三百四十五條テ御座イマ
ス

（南部委員） 之ガナイト四十三條ノ效ガナイカラ御置キテ願ヒマ
ス

（松岡委員） 之ハイケナイ數量ノ處ニ捺印チシナケレハナラント
云フノテナク注意チスル方ガ確カニナルト云フ意味ダカラ

（栗塚委員） 其制裁テス

(村田委員) 四十三條ガアレハ四十五條ガナケレハナラナイ

(松岡委員) 之ハ注意ノ爲メダカラナクモ良カロウ

(栗塚委員) 四十三條ノ制裁テアルト御覺テ願ヒマス

(松岡委員) ソレナラ四十三條ハ捺印セシムルト言ハナケレハナ

ラン

(村田委員) ソウシナイト捺サナイテモ良イコトニナル

(松岡委員) 苟モ名前ト印形ガ確カニアレハ其レヨリ前ニアルノ

ハ確カト云フコトハ分ラン

(栗塚委員) 人ノ書イタモノ、時ハ金額ノ處ヘ判ヲ捺セト命シタ

トキ其レヲ捺サナカツタ制裁ハ證據ノ端緒ニホカナランゾヨト云

フ辻櫃ヲ合セルニハ四十三條ガアル以上ハ四十五條ハ御置キテ願

ヒマス

(大尾崎委員) 署名捺印シテアルモノテ金額數量ノ處ニ印ガナイ

ト云フテ只證據ノ端緒ニホカナイト云フノハ變ダ

(松岡委員) 百兩ト書イテ其下ヘ自由ガ名ヲ書キ印ヲ捺シテ否ト

云ヘハ否ト云フ人間ガ證據ヲ舉ケレハ宜シイ舉ケナケレハ真正ノ

モノト見ヘル

(栗塚委員) ソンナラ四十三條ヲ要スト仰シヤラナケレハ良シイ

(渡委員) 之ハ置イテモ宜シイガ四十三條ヲ署名捺印丈ケニ止メ

テ黃ヒタイ

(松岡委員) 日本テ證文ニ印ヲ捺スノハ誰ノ爲メニスルカ自分ノ

方ニ間違イノナイ様ニシテ置クノダ其レヲ債務者ガ自ラシナイテ

甘シテ名ヲ書キ判ヲ捺シテアレハ其書イタモノハ證據トシナケレ

ハナランソレチ名モ正シ印モ正シイガ金高ヤ返スト云フ處ニ判ガ

捺シテナケレハ純粹ノ證文ニナラント云フノハ日本ノ習慣ニ背ク

(委員長) 随分白紙ヘ名前ヲ書イテ判ヲ捺シテヤルノカアルカラ

困ルソレダカラ之ハアル方ガ宜シイ

(大尾崎委員) ソレハアリマス

(委員長) 債務者ハ金ヲ借ルコトヲ急ク債權者ハ斯ウシナケレハ金ヲ貸サント云フノタカラ止チ得ス其通リスルノガアル

(松岡委員) ソレテモ白紙テヤルト云フコトハアリマスマイ

(南部委員) 中ニ立ツテ居ル奴ガヤル

(委員長) 其弊ヲ救フ道ガアレハ宜シイガ道ガナケレハ之ヲ置カナケレハナラン

(松岡委員) ソレハ變體ヲ以テ正體ヲ壓シ付ケル様ニナル

(栗塚委員) 白紙ノ濫用ハ千三百四十八條ヲ妨クコトカ出來マス

(清岡委員) 鬼モ角モ四十五條ハ刪ツテ置キマシヨウ

(委員長) 松岡サンノ様ナ極點論ヲ言フテハナラン

(南部委員) 論ガ出マシタカラ今日提出シタノハ四十五條ヲ置ク

民再十ノ八七

コトテ御座イマスカラソレ丈ケテ御決シテ願ヒマス

(大尾崎委員) 四十三條ガアレハ四十五條ハ刪ツテ差支ナイ

(松岡委員) 四十五條ヲ復起スル理由ハナイ

(南部委員) 假リ刪リニナツテイタノダカラ復起テハナイ

(渡委員) 四十三條ガ出來ナケレハ之ハ刪ル

(委員長) 其レテハ刪リマスカ

第千三百四十五條刪除ニ決ス

(委員長) 千三百二十二條ハトウナリマシタ訴訟法ニアリマスカ

(松岡委員) アリマセン様テ御座イマス

(笑作委員) 「他日本案ノ判決ヲ爲ス可キコトヲ言渡ス」シテ置ケハ宜シイ

(委員長) ソレテ宜シイ

第千三百二十條第一項ノ終リヲ左ノ如ク改ム

手段ノ困難ナル爲メ之ヲ止メル止メンハ後ノコトトシテ之ヲ置ク
カ置カンカチ御決シテ願ヒマス

(南部委員) 之ヲ削ルト餘程影響ヲ及ホシマス千三百四十九條ニ
モ同一ノ證ヲ爲ストアル即チ其品物ヲ買受ケタモノニ對シテモ私
署證書ハ力ガアル處ガ日附ヲ確定スルモノカナイト同シカニスル
カ又ハ日附ハ證書ニ書イテアル通りニ定メテ行クトスレハ其證書
ハ官廳テ認メタルモノテナイカラ破産無資力ノ場合ニ詐欺カ容易
ニ出來ル今日證書ヲ認メルニ昨年一昨年ノ日附ニシテ認メル様ニ
ナルカラ大變害ガアル其レカラ其證書ノ日附ノ同シ場合ニハ何レ
ヲ先キニスルト云フコトモ削ラナケレハナランソウスルト詐欺ノ
場合ニ之ヲ制スル法ガ無クナツテ仕舞フ登録ト云フモノハ五十條
ニ於テソウシテ若シ後日充分人民ノ迷惑ノナイ場合ニ初メテ立テ
ルコトニシテ今日直ク立テルコトハ出來マスマイガ兎ニ角立テル

民再十ノ八九

コトニシテ置ク方ガ都合ガ良カロウト思ヒマス

(松岡委員) 報告委員ノ意見ハ此法ニハ確定ノ日附登録トシテソ
レマテハ前後ノ日附ハ確定ガ無ケレハ援唱スルコトカ出來ナイト
云フト登録ノナイ場合ハ二三ノ場合ハカリホカナイト云フコトニ
ナリマスカ

(栗塚委員) ソウテス
(松岡委員) ソウスルト登録ガ出來ルマテ確カマルコトハ出來ナ
イ

(栗塚委員) 左様テス

(南部委員) 出來ルマテテス

(箕作委員) 當分ハ誠ニ效能ノナイコトニナル

(松岡委員) 詰リ登録ハ如何ナル方法ニシテモ公ケノ官吏ガ認メ
テ帳簿ニ書クヨリホカニ仕方ガナイ如何ニ簡便ニシテモ佛蘭西ノ

ハ村々ニ一人宛居ル、私ノ證書ダカラ不動産ノ質入書入ハカリテ
ハナイ數ハ多イカラ多イ處ハ一ツノ村ニニケ所位ナケレハナラン
(栗塚委員) 佛蘭西ノハ恰度今日ノ登記所テ御座イマス皆兼ネテ
居リマス登記所兼登録租稅取立役所ハ皆同シテス

(松岡委員) 其所ニ良イ考ガアリマシヨウ

(栗塚委員) アリマセン

(松岡委員) 抑モ私ノ證書テモ證書ダ其書イテアル事柄ニハ疑テ
容レンテ日附ハカリガ公正テアルト云フ推測チスルノハ人惡事チ
スルト云フ推測ニナル人ハ詐欺チシナイト云フノハ法律ノ推定ダ
詐欺ガアルト云フナレハ證明チサセレハ宜シイ

(栗塚委員) 公正證書テ中ノコトマテ確カメタイ然ルニソレハ出
來ナイガ一番多クアル場合ハ日附ノ前後ノ爲メニ詐欺ガ行ハレタ
リ行ハレナイコトガアルカラ之チ避ケル爲メニハ確定日附チ置イ

テ訴訟ノ源チ防クガ宜シイ

(箕作委員) 公證人テモ只此様ナコトサスルモノテハナイトウセ
錢チ取ラナケレハナラン只ソレチ持ツテ佛蘭西ノ様ニ稅チ取ルコ
トチ重モナル旨意トハシナイト云フノタロウ

(松岡委員) 登記公告ノ出來ルモノハサセルガ宜シイカ私ノ證書
ガ二通出テ來タトキ確定ノ日附チ持ツテ居ラナケレハ何時拵ヘタ
モノカ分ラント云フト虛チ拵ヘタモノトスルノハ惡ルイ虛ダト云
ヘハ虛ダト云フモノカラ證據チ舉ケルガ宜シイ

(栗塚委員) 不動産ノ登記モ詐欺チ防ク爲メテス

(松岡委員) 之ハシタイモノニハサセルト云フナラ宜シイガ之チ
シナイトキハ援唱スルコトガ出來ナイカラ否應チ云セスシテヤラ
セルコトニナル

(清岡委員) 實際出來ナイ話ダ且之チシテ置カナケレハ負ケルト

ナレハ否テモ應テモヤラナケレハナランコトニナツテ不動産ノ登記モ同シコトニナル

(南部委員) ソレハ登記モ同シコトテス彼ノ人ガ登記シテ居ナイ

カラ自分ガ先キへ行ツテ登記スルト云フ様ニナルカラ同シコトダ

(栗塚委員) 身代限りノ場合杯ニ追々拵ヘタ債權者杯ガ出テ來タ

リ新ラシイ債權者テアルカラ債務者ト馴レ合ツテ彼ノ者ノ金ハ取

レン様ニシテヤルト云フノガ随分アリマス

(大尾崎委員) 裁判官ガ良ケレハソレハ行ハレン

(栗塚委員) 佛蘭西ノ様ニ稅ヲ取ルノハ嫌忌ダト云フ論テスカ

(松岡委員) 稅ノコトハカリテハナイ容易ニ出來ルモノヲ他人ノ

手ヲ經ナケレハ出來ント云フト時ヲ費シテ大變ナコトニナル前回

テモ削除ノ説カ大半テアツタ箕作君ガ起案者ニ理由ヲ聞イテ削ル

ト云フコトニナツテ居ル

民再十ノ九一

(委員長) 日附ハ大切ノモノトスレハ當事者ノ宜ハ構ハンガ第三

者ニ向ツテ用ニ立ツカラ日附チスル處ヲ便利ニサヘスレハ宜シイ

若シソウ云フコトカアレハ公證人ニモ行ケハ裁判所ニモ行キ或ル

ハ戸長役場テモ宜シイト云フ様ニ何處へ行ツテモ出來ル様ニスレ

ハ宜シイ又手数料モ二錢カ三錢位ニシテソレヨリ以上ハ取ラレン

モノトスレハ目的ガ達シラレ様ト思フ

(松岡委員) 勿論商法ヘハ用ヒラレンテシヨウ

(南部委員) ソウテス

(松岡委員) 分産ハ商事上テナケレハナイ話ダ

(箕作委員) 效能ハアリマスガ手段ハ六ケ敷イ

(南部委員) 戸長役場テモ何處ヘテモ行ツテ二錢カ三錢テヤラセ

ル様ニシテ置ケハ宜シウ御座イマシヨウ

(大尾崎委員) 煩テナイ様ニシテヤランテハ叶ハン

(委員長) 獨乙ニハ少シモナイカ

(松岡委員) 御座イマスマイ外ノ國ハ如何テス

(委員長) 白耳義ニハアル

(栗塚委員) 伊太利ニモ御座イマス確定日附ノアル國ニハ必ラス御座イマス

(委員長) 必要テナケレハ削ツテモ宜シイガ必要ナル點ハ行ハレル様ニシタラ良カロウ

(笑作委員) 佛蘭西流義ノ國ニハ必ラス之ガアリマシヨウ

(委員長) 獨乙ノヲ調ヘテ貰オウ

確定日附ノ件ハ獨乙ノ法律ヲ取調ルコトトシ未定

(栗塚委員) 次キハ千三百八十二條テ御座イマス第二ハ「國又ハ官廳ノ代人」トナリマス

(笑作委員) 國ノ代人ト云フノカ

民再十ノ九二

(栗塚委員) 司法次官ノ如キハ國ノ代人テス

(松岡委員) 起接者ノ答ノ意味ヲ云ヒ現ハシタイ國又ハチ入レルト云フコトハナイテハナイカ

(南部委員) 元トカラ國又ハト云フ字ガアリマシタ

(大尾崎委員) 内務大臣ヲ相手取ツテ訴ヘルトキ代人ヲ出ストキハ官廳ノ代人ダロウ

(南部委員) ソレハ事務上ノ代人テハナイ一個人ノ資格テス

(大尾崎委員) 官吏ノ縁襲シタル證書ハ公正ナリト云フト行政裁判所へ行ツテモ司法裁判所へ行ツテモ同シコトダロウ

(南部委員) ソレハ違ヒマス

(委員長) 獨乙ニハ確定日附ノコトガ御座イマスカ

(本多委員) 御座イマセン

(委員長) 尙「氷ルードルフ」ニ聞イテ貰オウ此論ヲ決スルニハ

確定日附ノ效能ガアルカナイカト云フノカーツトソレカラ收稅主義ニナツテハイケナイト云フノダロウ

(松岡委員) 良シ效能ガアツテモ方法ガ悪ルケレハ損失償ハン

(委員長) 方法ハ講究シテ損失償ウ様ニシナケレハナラン

(栗塚委員) 不動産ヲ第三者ニ對抗スルニハ登記シナケレハナラシ登記ノ手段ハ別ノ話テス

(松岡委員) 法ヲ立テルハ人ガソナコトヲ云フノハ古今無双ダ

(栗塚委員) 登記ヲ區裁判所テヤルカ村々へ出張所ヲ置クカ戸長

ニヤラセルカト云フノハ別ノ話テ登記ノ必要ガアルト御定メナスツタノト同シコトテ之モ登録シナケレハナラン登録ノ手段ハ知ラ

シ登記ヲ御定メニナルトキモ登記役所ヲ設ケルト云フコトマテ御定メニハナランテ御座イマシヨウソレハ別ノ問題テス

(清岡委員) 不動産モ同様ニスレハ我々モ賛成スル

民再十ノ九三

(栗塚委員) 其レハ無茶論テス

(清岡委員) ソンナ購着論ヲ出シテ日附ハカリ記入ト云フコトハ

ナイ先キへ登録シタモノハ先キへ取ラナケレハナラン

(大尾崎委員) 八十二條ハ國又ハ官廳ノ代人テ宜シイ

(横村委員) ソレテ宜シイ 第千三百八十二條第二項「官廳ノ代人」トアルチ「國又ハ官廳

ノ代人」ト改ム

(栗塚委員) 次キハ千三百五十條ヲ御決シテ願ヒマス

(是ヨリ再ヒ確定日附ノ事ヲ議ス)

(松岡委員) 削ルカ宜シイ

(箕作委員) 外ニ未タ確定日附ノコトガアリマシヨウ

(栗塚委員) 人權ノ處ニニケ所御座イマス總テノ確定日附ガナケレハ公正證書ニ依ルノガ必要ニナル餘義ナク公證人ノ所へ行カナ

ケレハナランソレモ御考テ願ヒマス

(清岡委員) ソレハ差支ナイ

(松岡委員) トノ場合ニ

(栗塚委員) 總テノ場合ニ私ガ債權者ニ讓渡チスルトキ日附ヲ確
カメテ貰ヘハ宜シイニ私署證書テ不確カト思ヘハ公正證書ニシナ
ケレハナランソレモ御考テ願ヒマス

(大尾崎委員) ソレハ好ム人ガアレハヤラセテモ宜シイ

(南部委員) 之ヲ削レハ好ンテモ出來ナクナル

(大尾崎委員) 之ハ出來ナイガ公證人ノ所ヘ行キタケレハ行ツテ
モ宜シイ

(委員長) 削ルノガ多イカ

(南部委員) 削ルナラ四十九條カラ皆ナ削ラナケレハナラン

(松岡委員) ソレハ皆削ル

(渡委員) 削ルカ宜シイ

(箕作委員) 確定日附ハ置イタイガ方法カ困ル

(北島委員) 削ロウ

(委員長) 斯ウ云フコトハ能ク講究シタイ獨乙ヨリ外ノ國ハ皆ア
ルカラナクテ宜シイト云フコトハ斷言出來マイ

(栗塚委員) 此條ハ議論ガ多イカラ元老院「出ルマテニ研究シテ
定メテハ如何テス確定日附チアルトシテ其手段ハ佛蘭西ニ依ルカ
白耳義伊太利西班牙ハ佛蘭西ノ様ナ手段テヤツテ居ルドウカト云
フコトヲ調ヘテハ如何テス

(松岡委員) 削ツテ置イテ大變結好ナ手段ガアレハ置キマシヨウ

(栗塚委員) ソレハ手段丈ケテ確定日附ハ良イト認メテハ如何テ
ス

(委員長) 私モ澤山削ルコトニナルト深ク考ヘナケレハナラン「

ルードルフルモ今日ハ察日テ聞クコトガ出来ナイ畢竟收税主議ガ良クナイト云フノガ満場ノ贊論ダカ確定日附ハ無用ト云フ論ハ私ハ信シナイカラ確定日附ハ要用力要用テナイカト云フコトヲ調ヘサシテ貰イタイ

(松岡委員) 委員長カトレ程考ヘニナツテモ削ルコトハ削リタイ
(清岡委員) 兎モ角モ委員長ノ御考ノ出ルノヲ待ツテ議スルガ兎モ角モ此席ハ削ツテ決シマシヨウ

(委員長) 削ツテ置タト印刷チヤリ換ヘナケレハナラン削ラスニ置イテ印刷スレハ是レ丈ケ削レハ内閣ヘ出セルカラ

(栗塚委員) 置キニシテ跡テ削リマシヨウ

(委員長) ソレナラ印刷丈ケハ此儘ニシテ置イテ弥々私ガ調ヘテ出シタ上テ削ルカ宜シイ

(栗塚委員) ソウスルト第一ハ登録トナリマス末項ハ證書ノ登録

記載トナリマス

(委員長) 今度ヤルニハ登録スル事柄丈ケ定メテ此々ノコトハ登録スルト云フコトニシタラ良カロウト思ヒマス

(松岡委員) ソレカ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 私ノ考ハ確定日附ハ要カ不必要カチ聞イテトウ云フ事柄ガ必要ト云フコトヲ答ヘテソレガ必要ト云ヘハ其點丈ケヲ存スル

(南部委員) 其點カ皆必要ナレハ皆置クコトニナリマシヨウ

(委員長) 其レハソウテス

(南部委員) 是レ丈ケノモノト云フ制限ハ出来マスマイ

(委員長) 必要ノ度合ニ因テ置ク置カンチ定メナケレハナラン報告委員ノ必要ノ點ハ人チ動カスニ足ランカラ良ク調ヘテ是レカ不動産ノトキニ必要ナレハ皆サンガ置クカ知レン

(箕作委員) 皆必要テナクモ幾ラカ必要ト云フコトガ出來タラ變
設スル人ガアルカ知レン

確定日附ノ件ハ未定

(南部委員) ソレカラ百三十三條三十四條ヲ御座イマス、三十三
條ハ「債務者又ハ」トアルハ起案者ニ質シテ刪リマシタ末項ハ「
又質取債權者ハ」ノ下ヘ「満期後」ト云フ字ヲ入レテ然シテ三十
四條ヲ修正致シマシタ

(松岡委員) 債務者ハ満期後テモ云ハレヌカ

(栗塚委員) 満期後ニハ金ヲ拂ヒサヘスレハ宜シイ

(松岡委員) 満期後ニ云ハレヌト云フノハ如何ナルモノダロウ

(栗塚委員) 満期後ナレハ無論賣レマス

(南部委員) 債務者カラ賣テ呉レト云フコトハ如何シテ云フカ、
債務者カラ賣テ呉レト云フコトハナイ

民再十ノ九六

(大尾崎委員) 債務者カラ求メラレヌト云フコトハナイ

(村田委員) ソレハアリマシヨウ

(栗塚委員) 「又債務者又ハ質取債務者ハ満期後自ラ賣却ヲ申立
ルコトヲ得」トシタラ宜ウ御座イマシヨウ

(松岡委員) ソレナラ宜シイ

(委員長) ソレナラ云ハストモ宜シイ

(松岡委員) 併シ債務者ノコトガ書イテアリマスカラ

(村田委員) 債務者ヲ置イタラ宜カロウ

(清岡委員) 段々地所ノ價カ下ツタトキ引足ラナクナリ、迂濶々
々スルト拂フコトカナルトキハ賣テ下サイト云フ

(南部委員) 前回ニハ債務者カラ賣ルト云フノハ不都合ダカラト
云フノテ此條ガ兩方ニナツテ居リマス

(松岡委員) 日本テモ質ヲ置ク人ノ便益カラ起ツタノテ、質ヲ取